

官報

号外 昭和三十八年十二月十四日

第四十五回
国会衆議院會議録 第八号(その一)

昭和三十八年十二月十四日(土曜日)

議事日程 第八号
昭和三十八年十二月十四日
午後二時開議

第一 暦和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出)

書の無償措置に関する法律案
(内閣提出)
第三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法

○本日の会議に付した案件
昭和三十八年度一般会計補正予算
(第2号)
昭和三十八年度特別会計補正予算
(特第2号)
昭和三十九年度政府関係機関補正
予算(機第2号)

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)
検察官の俸給等に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)
農業共済再保險特別会計の歳入不
足をうめるための一般会計から
の繰入金に関する法律案(内閣

一般職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案（内閣
提出）
防衛庁職員給与法の一部を改正す
る法律案（内閣提出）
特別職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案（内閣

日程第一 昭和三十九年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第二 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準

砂糖消費税法の一部を改正する法
提出

生活環境施設整備緊急措置法案
(内閣提出)
予算(機第2号)
○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

昭和三十八年度一般会計補正予算
(第2号)
(特第2号)

午後一時八分開議
○議長(船田中君) これより会議を開

昭和三十八年度特別会計補正予算

昭和三十八年度政府関係機関補正予
〔特第2号〕

昭和三十八年度一般会計補正予算
（特第2号）、昭和三十八年度特別会計補
正（機第2号）、昭和三十八年度政
府機関補正予算（機第2号）、右三
を一括して議題といたします。

すと、一般会計におきましては、公務員の給与改善費、食糧管理特別会計への繰り入れ、農業共済再保険特別会計への繰り入れ、災害復旧等事業費、地方交付税交付金を合わせて、千二百四十二億円を追加計上するものでございまして、その財源といったしましては、租税及び印紙収入の自然増収額を充てることになつております。また、特別

会計におきましては、厚生保険外人特別会計の予算の補正を行なうものであります。政府関係機関におきましては、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の予算の補正を行なうものであります。

以上が、補正予算三案の概要であります。いますが、次に、予算委員会の審議の経過を申し上げます。

委員会における質疑は、国政の各般にわたつて行なわれたのでござりますが、これらの詳細につきましては、会議録をこらん願うことととし、ここでは、これらのうちの一、二、三の問題につきまして申し上げたいと存じます。

まず第一に、物価問題について申し上げます。

質疑の要旨は、「最近における消費者物価の上昇は、昨年九月に比べて、この一年間に八%の値上がりを示しているが、このことは、これまで政府に何らの物価対策がなかつたことを物語るものといるべきである。最近に至つて政府は一两年以内に物価を引き下げるといつてはいるが、いかなる具体策があるのか。去る九日、物価問題懇談会についての報告のとおり実施すべきであると思ふがどうか。また、このような物価の騰貴や設備投資の増大を招く根本的原因は、高度経済成長政策にあると思うが、今後は成長政策を修正する必要があるのではないか。」これに

対しまして、政府から、「経済が成長しない、所得格差が是正されていく段階にいたるべき下げる対策よりも、むしろ、生産性の低い中小企業、農業等に一そろ重点を置いた政策を行ない、一両年内に物価を安定させる努力を推進したい。物価問題懇談会の報告は、原則的には尊重して、実施に移したい。ただ、公共料金の抑制については、趣旨としては全面的に実施が望ましいが、以前から懸案のものもあるので、この点十分に検討する必要がある。高度成長政策は当初の三年間は計画以上の水準に達したので、目下これを調整しているのであり、内外経済の実態に即して、弾力的に対処しているのであって、これが成長政策の修正や変更であると見るのは誤りである。政府の十年以内に国民所得を倍増するといふ当初の計画は、いまや着々と成果をあげている」と、以上のような答弁がございました。

た。これに対しまして、政府から、「本年四月における民間と公務員との賃金格差は七・五%であったので、これを是正するため、本俸において六・七%、その他昇給期間短縮などを合わせて七・五%のペースアップを断行するよう人事院勧告があつた。政府はでき得る限りこの勧告を尊重し、完全実施すべく努力したが、国及び地方団体の財政の実情などから考えて十月実施が適当と考え、所要の措置を講じたものであります。」との答弁がございました。

り安全性の万全を期するが、開業後直ちに高速運転をすることなく、安全度の確信を待つて高速化したい。なお、鶴見の事故については、犠牲者の弔慰につとめるとともに、その原因について現在特別監査を命じており、その結果を待つて、予算措置その他の施策を講じ、事故の絶無を期したい。」以上の論を待つて、原案のとおり可決されたのであります。

かくて、本日、質疑終了後、討論に入り、野原覺君が日本社会党を代表して反対、青木正君が自由民主党を代表して賛成、小平忠君が民主社会党を代表して反対の討論を行ない、採決の結果、本補正予算三案は、いずれも政府原案のとおり可決されたのであります。

以上、御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 三件につき、討論の通告があります。順次これを許します。堂森芳夫君。

〔堂森芳夫君登壇〕

○堂森芳夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、政府提出の昭和三十八年度補正予算案に対し、反対の討論をいたしますのであります。(拍手)

反対の第一の理由は、本補正予算の提出の経過についてであります。

本年十月、臨時国会が開かれました際、政府は補正予算案を提出し、總理

は、本院に対しすみやかなる審議をいたさる所を求める。また、大蔵大臣は、そのすみやかなる成る成立をお願いする要請をいたしましたのであります。これにこたえましたので、わが党はすみやかに審議に入り、その成立に協力する態度を明らかにいたしましたのであります。ところが、これに對しまして、總理は、審議はお願いいたしましたが、どうしても通してくれば申しませんと、この壇上から放言をいたし、直ちに本院を解散いたしましたのであります。一体、政府が国会に案件を提出するにあたって、審議をお願いするが、必ずしも成立しなくてよいなどといふ、言語道斷のことがはたして許されるでありますようか。

・ 第二は、この補正予算の性格についてであります。

がはたして可能でありますようか。
（拍手）その不可能であることは、過去

は、この勧告をさらに下回り、五月実施の勧告にもかかわらず、政府案は十

百七十数億円、最終完成までには千二
百億円の予算不足を来たしたといわれ

のないことがあります。このような多額の予算があるのであるならば、毎日

池田内閣発足以来、この三年の間に、物価は上がり、格差は広がり、不安は増大をいたしましたのであります。総理が経済成長率や国民総生産につきま

三年間の物価の値上がりが証明しているところであります。要するに、池田論理は、物価が少々上がっても経済成長すればかまわないという考え方を主張する

月実施となつてゐるのであります。また、物価値上がりの今日、公務員が最も関心を持つ格差は正につきまして、内閣総理大臣は二十六万円から一擧に四

ております新幹線工事は、オリンピックまでとのかけ声で、国鉄の最重要事業として現在拍車をかけておりますが、この方面、昨年の三河島、本年の

常に大事故の恐怖にさらされておるサラリーマンとその家族を安心させてくれというものが偽らざる世論であります

してやたらに数字を並べ、得々と語つてゐる間に、犯罪と交通事故はふえてまいつておるのであります。特に物価の値上がりは国民生活に大きな圧迫を加えており、それが池田内閣への批判となつてあらわれ、閣内でも意見の不一致を見るに至つておるのであります。総理は、さきの臨時国会で、本院におきまして、一両年中に物価を安定させると聲明をいたしたのであります。が、それから間もなく選舉中に卸売り物価まで上がり始め、卸売り物価だけは上がらないからだいじょうぶだと言っておられました総理の強弁は、またたまた事実によつて裏切られたのであ

な考え方に対し、さすがに池田内閣の中では批判が起きております。たとえば、佐藤国務大臣は、国民は物価懇談会でも、公共料金値上げは一年間ストップという結論が出たのではあります。ところが、この補正予算には、物価対策として具体的にどうするという経費が全く無視されており、これでは、さきの選舉中の物価安定の公約は全くほこ同然だといわざるを得ないのです。」（拍手）これが反対の第一の理由であります。

十万円と、十四万円の値上げとなつて
おりますが、初任給の引き上げは、そ
のわずか百分の一の千四百円の値上げ
となつてゐるにすぎません。池田總
理が所得倍増を唱えてから上がつた
ものといえば、物価と總理大臣の給
与だと世間で言われておるのは当然と
申さねばならぬと思うのであります。
(拍手)政治家の當然の心がけとして、
天下の憂いに先立つて憂え、天下の樂
しみにおくれて楽しむという名言があ
りますが、今回の總理大臣の給与の
引き上げを見ますと、池田總理は天下
の楽しみに先立つて楽しんでいるとし
か思えないのであります。これでどう

輸送増強要請に基づく過密ダイヤがその根本原因であることは明らかであります。しかも、東海道新幹線予算乱費のため予算不足を来たしました分を、三十八年度の国鉄一般予算のうち、全保安対策費であります取りかえ、改めて回して使つたのであります。

また、三池三川鉱の世界史上にもその例を見ない大災害に對して、政府は、石炭鉱業合理化事業団から整備資金の十億円の繰り上げ融資をしたのみで、その後の保安確保対策、遣族補償対策、罹災者補償対策につきましては、いまだに何らの手も打たれておらず、その結果、東京で開催されたイギリスの燃料長官は、日本の炭鉱の災害状況を調査いたしまして、もしイギリスが日本のようであるならば、燃料長官は死刑に値すると言つたといわれておるのであります。(拍手)

方であります。

一休、公共料金を引き上げながら物価を安定させるなどといふようなことをいたしておるのは、実はタクシー料金の値上げを認めようということであります。政府のやり方を見ておりまして、国会開会中あるいは選舉の際にも、公共料金の引き上げには口をつぐみ、国会が終わるか選挙が済めば、公共料金の引き上げを認めるというやり

反対の第三の理由は、国家公務員給与改定の内容についてであります。本年八月、人事院勧告が発表されました際、わが党はこれを批判する声明書を出し、その態度を明らかにいたしました。一つは、人事院の調査が実態を正確に把握していないことがあります。二つは、民間給与に比べて勧告の水準が低いことであります。三つは、勧告の時期が常におくれていることであります。ところが、このたび政府が提出いたしました給与改定案

して国民の先頭に立つ政治家といえる
でありますようか。これが反対の第三
の理由であります。
反対の第四の理由は、事故対策につ
いてであります。
本補正予算では四百四十三億円の国
鉄東海道新幹線工事費の穴埋めの予算
を計上しておりますが、これほど国民
の感情を無視した予算はございません
よ。新幹線局長であります大石常務
の收賄、逮捕事件まで引き起こしまし
た予算の乱賞、計画のざさんさかつ八

ざりにされていたのでありますから、大事故が頻発するのは当然のことと申されはなりません。したがつて、現在最も緊急を要することは、新幹線工事のために押えられておりました踏切改善とか車内警報、自動停止装置の増設、信号機の改良、構内改良などの緊急保安対策を怠ることであり、この経費を当然今回の補正予算に計上すべきなのであります。一般国民にとりまして、東海道新幹線がオリエンピックまでできようができないが、あまり関係

政府は、その社会的責任をとらないのみならぬ、災害の原因がはつきりしてからといふ理由で、いまだに手をこまねいてながめておるのであります。炭鉱の災害が石炭合理化の進展とともに増加していることは事実が証明しているところであります。所得倍増計画が大きく破綻しましたように、抜本的対策と銘打ちました現在の石炭合理化もまた大きな矛盾を露呈しておるのであります。したがつて、政府は直

社会化して、国民経済の発展に資するための具体策を確立することがきわめ

て緊急の課題であると考えるものであります。これは、要するに、一般の通学、通勤者の不安をそのまま放置して、新幹線をオリエンピックまでなどといい、また、炭鉱保安はそつちのけで、ただ合理化ばかり進める池田内閣の態度は、かつて池田さんが言いました「貧乏人は麦を食え」の再版であると申さねばなりません。また、池田内閣の人口政策は、その実、人をわし政策であるという本質が、本予算案に最もよくあらわれているといわなければならぬのであります。これが反対の第四の理由であります。

以上、四つの理由によりまして、わ

が党は本補正予算案に反対をするものであります。私は、これをもって反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(船田中君) 小平忠君。
〔小平忠君登壇〕

○小平忠君 私は、民主社会党を代表して、政府提案の本年度予算補正三案に対して、反対の意思を明らかにするものであります。

政府案は、一般会計予算にあっては、国家公務員などの給与改定、食管会計の赤字補てん、農業共済再保険への繰り入れ、災害復旧費の不足補てんなどを内容とし、特別会計では、七会計分の給与改定、政府関係機関会計では、東海道新線と電電公社の工事費不

足の補てんを内容としておりまして、いずれも歳出項目としては一日も早く

成立することを必要とするものののみであります。さきの臨時国会で、政府が解散を急いだために、今日まで成立がおくれているのでありますから、民社党としましては、これが成立促進には積極的に協力する立場をとつてまいりました。

私どもは、政府案のうち、給与改定を除いては、一応それぞれの歳出予算についてこれを承認するものであります。しかし、このことは、政府案で十分であるという意味ではなく、明年早々の通常国会において再び歳出補正を行なう機会があるという判断に立つからであります。

ただし、給与改定に關しては、政府案を断じて認めることができないのであります。政府は、本年八月の人事院勧告が、本年五月一日にさかのぼって給与改定を行なうべしと改定内容を提示したのに対し、実施を十月一日に繰り下げる案を提示しております。政府は、これをもって勧告の尊重といわれておりますが、政府の予算措置は、まさに勧告軽視そのものであります。勧告は、昨年四月から本年四月までの一年間に、消費者物価が全部で七・四%上昇していると報告しております。ところが、政府が実施期日としている本年十月までの一年に、消費者物価は九%も上昇しております。した

がって、本年十日一日より実施の給与改定ならば、物価との関係では、少な

くとも九%のベースアップが必要なのがあります。勧告どおり五月実施なら、今回の六・七%のアップも了承しないでも何でもありません。勧告無視といべきものであります。わが民社党は、あくまで人事院勧告の完全実施を要求するのであります。(拍手)これを実施しない政府案に對して、われわれは断じて賛成することができないのであります。かりに、五月実施といたしましては、五月より九月までの五ヶ月分の所要経費は約二百二十億ありますと、五月より九月までの五ヶ月分の所要経費は約二百二十億あります。かりに、五月実施といたしましては、五月より九月までの五ヶ月分の所要経費は約二百二十億ありますと、五月より九月までの五ヶ月分の所要経費は約二百二十億あります。

この程度の財源は、本年度の租税自然増収から余裕を持つて捻出し得るはずであります。なぜならば、本年度の鉄工業生産は、当初見通しの八%をはるかに上回つて一四%に達することは明らかであります。雇用の増加、企業収益の増加、輸入原材料の増加、国民消費の増加など、各方面から見て、所得税、法人税、關稅、物品税などの大幅増収は必至だからであります。争議権を剥奪されている公務員諸君に対し人材院勧告の完全実施をもつて報いをして、どこに政府の公務員管理の健全運営があり得ましょか。私は、あくまで政府の反省を望んでやみません。

(拍手)

もう一つ、私が政府案について賛成しがたい点は、財政投融資関係におきまして、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金の三機関に対する追加融資を軽視しておる点であります。中商工中金には三百億円の融資を行なう程度を融資し、国民金融公庫、中小企業金融公庫にはそれぞれ六百億円、三百億円の短期融資、三機関の自己資金百億円の放出、並びに市中金融機関に対する買いオペ二百五十億円の三本建てで、資金量六百五十億円と聞いております。私は、このようないわゆる年末融資の必要も大いに認め、これを歓迎し、支持します。しかししながら、いまや、政府が預金準備率を引き上げ、明年一月早々日銀公定歩合の引き上げも行なつて、金融引き締めを公然として開始せんとしているときには、その犠牲者となる中小企業に対しては、あらかじめ供給し得る資金量の増加の準備をしておくことが当然の任務であると考えます。最近企業は、不渡り手形、倒産件数の双方ともに増加しておりますのも、一面では企業経営の過度の膨張も原因ではあります。

以上、私は、人事院勧告の完全実施並びに中小企業に対する財政投融資ワクの拡大の二つの政策的修正を政府案に強く要求するものであります。これ

を認めない政府案に對しましては、民主党の総意として反対し、私の討論を終わるものでございます。(拍手)
○議長(船田中君) これにて討論は終りました。

三件を一括して採決いたします。
三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(船田中君) 起立多數。よつて、三件とも委員長報告のとおり可決

いたしました。(拍手)

日程第一 昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案を議題といたします。

昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用のうち給与費に關係あるものを引き上げ、これによつて本年度分の地方交付税の算定がえを行なわんとするものであります。

本案は、十二月十日本委員会に付託、十一日金子自治政務次官より提案

理由の説明を聽取、以来、早川自治大臣ほか関係政府委員に対し質疑を行な

い、十二月十三日、質疑を終了、直ちに採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔森田重次郎君登壇〕

○森田重次郎君 ただいま議題となりました昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、人事院の勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて地方公務員の給与改定を行なうに必要な経費を、昭和三十八年度分の普通交付税の額の

○議長(船田中君) 日程第二、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案、日程第三、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準案(内閣提出)

諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(船田中君) 教科用図書の無償措置に関する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず最初に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案の要旨を申し上げます。

本案は、教科用図書の無償措置につ

いて規定するとともに、その円滑な実施に資するため、採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実をはかることを目的としております。

一、国は毎年度採択された義務教育諸学校の教科用図書を発行者から購入し、これを学校の設置者に無償で給付し、設置者は校長を通じて児童生徒に給与すること。

二、都道府県の教育委員会は、教科用図書選定審議会の意見を聞き、種目ごとに數種の教科用図書を選定し、また市町村の教育委員会の意見を聞き、市もしくは郡の区域またはこれらの区域を合わせた地域(県の区域となる場合を含む)に採択地区を設定しなければならないこと。

三、教科用図書は選定したものうちから、採択地区ごとに一種目一種を採択すること。

四、教科用図書は、政令で定める期間、毎年度同一のものを採択すること。

五、文部大臣は、教科用図書の発行者で、一定基準に該当するものを教科用図書発行者として指定し、これに該当しなくなつた場合は、指定を取り消すこと。

六、文部大臣は、教科用図書発行者について、指定基準に適合しているかどうかを調査するため、必要に応じ職員を立ち入り検査させ、また必要な報告、資料提出を求めることができるこ

と。検査等を拒んだ場合について所要の罰則を設けたこと。

七、当分の間、教科用図書の給与を受ける児童生徒の範囲は政令で定めること。その他関係法律を整備すること。

次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の要旨を申し上げます。

一、公立義務教育諸学校の種類に養護学校を新たに加えること。

二、学級編制の標準となる小中学校複式二十五人等に改めること。

三、教職員定数の標準を次のよう改めること。

四、教科用図書の無償措置に関する法律案の教員等の算定基準を、中学校にあっては、技術・家庭科、選択教科の教員、養護教員等の算定基準を、特殊教育諸学校にあつては、小中学校に準じて教職員定数の算定基準を引き上げること。

四、文部大臣は必要ある場合、都道府県に対し、学級編制の基準または教職員の総数について報告を求め、及び

五、事務職員の範囲を拡大し、更員勧告することができる。

五、事務職員の範囲を拡大し、更員に相当する者のほか、これに準ずる者として政令で定める者を加えること。

第一条の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第十一條の改正規定中見出しが「報告及び指導又は助言」に、「勧告」を「指導又は助言」に改める。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。日程第二につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三につき採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小沢辰夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長綱島正興君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○綱島正興君登壇

〔綱島正興君登壇〕

○綱島正興君 ただいま議題となりました給与関係三法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、各法案の要旨について申し上げますと、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月十日付の人事院勧告のとおりに俸給表、通勤手当、期末手当、勤勉手当の改定等を行なおうとするもので、本年十月一日からこれを実施することにいたしております。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なおうとするものであります。

○議長(船田中君) 三案につき、討論の通告があります。これを許します。

〔田口誠治君登壇〕

〔田口誠治君登壇〕

○議長(船田中君) 三案につき、討論の通告があります。これを許します。

〔田口誠治君登壇〕

○議長(船田中君) 三案につき、討論の通告があります。これを許します。

○議長(船田中君) 三案につき、討論の通告があります。これを許します。

以上三法案は十二月十日本委員会に付託となり、翌十一日政府より提案理由の説明を聴取、十三日より質疑に入りましたのであります。その詳細はすべて会議録により御承知を願うことにいたします。

統いて、右三法案を一括議題として討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田口委員より、民主党社会党を代表して受田委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、直ちに採決の結果、右三法案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 三案につき、討論の通告があります。これを許します。

〔田口誠治君登壇〕

○議長(船田中君) 三案につき、討論の通告があります。これを許します。

戦後制定された労働三法は、日本憲法が保障する二十五条の健康にして文化的な最低限度の生活を営む権利、三十八条の労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利など、八カ条の条文を十分に体得をし、これを基調として制定されたのであります。当時、これによつて日本の労働者は、公務員労働者も民間労働者も、自由に、自主的に団結権を行使し、団体を結成して、法の保障するところに従つて行動し、労使対等の自主的な団体交渉において労働条件の改善生活の向上をばかりつつ、各職務を通じて日本経済の健全な発展と文化の向上に寄与いたしつつあつたのでござります。

情けないかな、当時は連合軍によつて占領されておりまして、マッカーサー書簡により昭和二十三年七月三十日付政令第二百一号が発せられ、公務員の労働組合より団体交渉権、争議権が剥奪され、憲法に保障するところの労働基本権が大幅に制限、禁止されたのであります。当時、国家公務員の労働組合より団体交渉権、争議権が剥奪され、憲法に保障するところの労働基本権が大幅に制限、禁止されたのであります。當時、国家公務員の労働組合より団体交渉権、争議権を守る手段行使するのであるがゆえに、法律的生存権を保障する措置または機構が別に確立できるなれば、あえてストライキに訴える必要が

ないであろうという理由で、争議権、

団体交渉権を取り上げたのでござります。しかしながら、その代償として人

事院を設置し、これに責務を負わせ、公務員の生存権を守らせることといった

したのでございます。したがって、この

ような重大な責務と性格を持つ人事院は、みずから機能を十分に發揮して

公務員労働者の生存権を守り、国家公

務員法の第一条に示すがごとく、職員

が最大の能力を發揮し得る環境をつくるための根本的な基準を具体的に確立

して、国民に対し公務の民主的かつ能率

的な運営を保障する措置をとることが

与えられた義務であり、すべてこの考

え方において職務を遂行しなければならぬと思ふのでござります。もちろ

ん、国会や内閣は、法治國である以

上、人事院の勧告の尊重を第一義とし

なければならぬ道義的な責任と義務

を有しているということを忘れてはな

らないと思うのでござります。

去る八月十日、人事院が国会及び内

閣に勧告をいたしました内容は、官民

給与の格差が、三十八年度の四月現在

で七・五%あるということで、五月以降平均六・七%の給与の引き上げを骨子とした初任給、通勤手当の若干の引き上げと、期末手当及び三月の勤勉手当を〇・一カ月増額をいたしたのでござります。これに対して政府提案は、実施時期を五ヵ月間も延ばしまして、五月実施を十月に実施をいたしたいとい

う提案であったのでござります。しかしることは、ことしを含めて四年連続されることになります。具体的に申し上げますなれば、五月実施を十月実施することにおいて、六・七%の給与の引き上げが年間の総収入額より計算をいたしますと、実質的にはわずか約四%の給与の引き上げにしかなりませんのでござります。国家公務員法二十八条二項には、「給与を決定する諸条件により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適當な勧告をしなければならない」と明確にされておるのでござります。したがつて、この条文の精神にのつとりまして考えてみますれば、五%以上格差を生じた場合に勧告が出来ているのが実態でござります。先ほど申しましたように、実施時期五月を十月実施することにおいて、六・七%が実質的には四%くらいにしかならないと真剣にこれを取り上げて認めてやらなければならぬないと思ひます。極言をいたしますなれば、実質的には五%以下になる決定は常識はずれもはなはだしいものでありまして、私どもは、こういうよき政府案に対しましては、絶対反対の意思表示をするものでございます。(拍手)

特に強調いたしておきたいと思いまことは、現在、公務員労働者は、低賃金と、とめどもない物価の上昇にますます生活難に陥つて苦しんでおるといふのが実態でございます。この実態の中において勧告された人事院の勧告五月実施を、財源の捻出ができるないといふことは、血も涙もない、無情もはなはだしいものであつて、私は大いに反省してもらわなければならぬと思うのであります。(拍手) 次に、毎年給与法を審議する中に起きまして、上厚下薄を是正するようになると強く要望されているにもかかわらず、これがまじめに取り上げられておらないという方が実態であるのでござります。一例を申し上げますなれば、総理大臣が十四万円の引き上げを行なつて四十万円になつておりますし、事務次官が十六万円といふ飛び離れた上昇を示しているのでござります。それに勤務員が六千名近くいるということでは、一万二千円に満たないところの公務員が六千円といふ現状でござります。(拍手) 地方自治体に参りまつたなれば、学校給食に従事している者には六千円といふ低賃金の者さえあるといふことをはじめて知つていただきたいと思います。私は、昭和三十三年より今年までの国家公務員の報酬等に關する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を提出いたします。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手) 私は、ここで特に強調しておきたいと思ふことは、今度の人事院の勧告の全体をながめてみますに、きわめて政治的で、作戦的で、欺瞞的な内容が明確に相なつておるのでござります。したがつて、現在とめどもない物価上昇によつて悩まされておる国家公務員は、一律五千円の賃上げを要求して、限られた戦いの中においても貞節に戰いをいたしておるというのが実態であるのでござります。皆さん、国民の善良なる奉仕者である国家公務員が、このような状態で、どうして国家公務員法の一に基づいて専念できる

すなわち、この際、内閣提出、裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。したがつて、私は、政府の提案され

二、調査の目的

郵政事業、郵政監察及び郵政省所
管行政事務の改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から
説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致し
たいから衆議院規則第九十四条によ
り承認を求める。

昭和三十八年十二月十三日
建設委員長 丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

昭和三十八年十二月十三日
通信委員長 加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国土計画に関する事項

二、地方計画に関する事項

三、都市計画に関する事項

四、河川に関する事項

五、道路に関する事項

六、住宅に関する事項

七、建築に関する事項

八、建設行政の基本施策に関する
事項

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運
営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から
説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致し
たいから衆議院規則第九十四条によ
り承認を求める。

昭和三十八年十二月十三日
建設委員長 丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

昭和三十八年十二月十三日
通信委員長 加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

衆議院会議録第四号中正誤

ペシ段 行 誤 正

三二九 至誠をもつて至誠もつて

衆議院会議録第五号中正誤

ペシ段 行 誤 正

元一三 符号 符合 正

衆議院会議録第六号(その二)中正誤

ペシ段 行 誤 正

三二六 大なすためのなすため

タク段 八科会技術 科学技術

八食糖管理 食糧管理

四二四六予算 決算

昭和三十八年十一月十四日 衆議院会議録第八号(その一)

官報 号外 昭和三十八年十二月十四日

○第四十五回
国会衆議院会議録 第八号(その二)

〔五九〕

国会に提出する。

昭和二十八年

昭和三十八年十一月十日

昭和38年度一般会計補正予算

補正予算總則

第1条 既定の昭和38年度歳入歳出予算を下記により補正する。

分	歳	入(円)	歳	出(円)
昭和38年度成立予算額		2,850,008,117,000		2,850,008,117,000
追 加 領		125,258,000,000		124,187,000,000
補 正 領	修正減少額 ▲	1,071,000,000		0
差 引 領		124,187,000,000		124,187,000,000
改 昭 和 38 年 度 予 算 領		2,974,195,117,000		2,974,195,117,000

上記補正額の主旨又は所管及び組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部・款・目

第2条 國が財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 14 条の 3 の規定により、翌年度へ繰り越して使
用することができる経費の増加は、丙号額用意費修正による。

第3条 国が昭和38年度に於いて、財政法第15条第1項の規定により債務を負担する行為をすることができる事項の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」による。

昭和二十八年十一月十四日 衆議院会議録第八号(その二) 昭和二十八年度一般会計補正予算(第2号)

第5条 岁出予算補正、繰越明許費補正及び国庫債務負担行為補正の内訳は、別に添付する各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」に

第六条 昭和38年度一般会計予算の予算総額第15条に定める国が保証することができる限度額について、同条中「45,000,000,000円」を「55,000,000,000円」に改める。
第七条 昭和38年度一般会計予算の予算総額第16条第1項に定める国が保証することができる限度額について、同項中「6,800,000,000円」を「11,800,000,000円」に改める。

(追 加 櫃)	大 藏 省 主 管	
(部) 租 稅 及 印 紙 收 入	120,611,000,000	120,314,000,000
(款) 租 税	20,553,000,000	20,553,000,000
(項) 得 人	77,661,000,000	77,661,000,000
所 法 酒 物 関 紙 紙 紙 紙	8,661,000,000	8,661,000,000
(款) 印 申 品 品	7,330,000,000	7,330,000,000
(修 正 減 少 類) 取 收 取 收	6,109,000,000	6,109,000,000
(部) 租 稅 及 印 紙 收 入	297,000,000	297,000,000
(款) 租 税	稅 費 額	稅 費 額
(項) 糖 消 正 補 省 主 管	1,071,000,000	1,071,000,000
砂 糖 消 正 補 省 主 管	1,071,000,000	1,071,000,000
(追 加 櫃) 稅 計 郵 政	119,540,000,000	119,540,000,000
(部) 租 稅 及 印 紙 收 入	4,647,000,000	4,647,000,000
(款) 印 申 入	4,647,000,000	4,647,000,000
(項) 正 補 省 主 管	124,187,000,000	124,187,000,000
(組 織) 衆 類 議 院	35,650,000	35,650,000
(追 加 衆 類) 議 院		
(項) 衆 類 議 院		

(組織) 参議院	(項) 公正取引委員会	2,627,000
(追加額) 警察廳	(組織) 警察廳	227,951,000
(追加額) 裁判官薪俸追委員会	(項) 研究所	3,264,000
(追加額) 裁判官薪俸追委員会	(組織) 首都圈整備委員会	24,362,000
(追加額) 裁判官薪俸追委員会	(追加額) 土地調整委員会	255,577,000
(追加額) 裁判官薪俸追委員会	(組織) 土地調整委員会	1,483,000
(追加額) 裁判所	(組織) 首都圈整備委員会	922,000
(追加額) 裁判所	(追加額) 首都圈整備委員会	70,761,000
(追加額) 裁判所	(組織) 行政院	82,740,000
(追加額) 裁判所	(追加額) 行政院	467,811,000
(追加額) 裁判所	(組織) 行政院	84,449,000
(追加額) 裁判所	(追加額) 行政院	705,761,000
(組織) 会計検査院	(組織) 行政院	97,596,000
(追加額) 会計検査院	(組織) 行政院	36,082,000
(組織) 内閣官房	(組織) 行政院	51,120,000
(追加額) 内閣官房	(組織) 行政院	201,315,000
(組織) 人相	(組織) 行政院	252,435,000
(追加額) 人相	(組織) 行政院	7,552,000
(組織) 法事調査会	(組織) 防衛本庁	10,806,000
(追加額) 法事調査会	(組織) 防衛本庁	5,903,523,000
(組織) 稽正組合	(追加額) 防衛施設設営	407,000
(追加額) 稽正組合	(組織) 防衛施設設営	18,825,000
(組織) 総理本府	(組織) 総務企画厅	101,500,000
(追加額) 総理本府	(組織) 総務企画厅	27,990,000
(組織) 総理本府	(組織) 総務企画厅	129,490,000
(追加額) 総理本府	(組織) 総務企画厅	15,476,000
(組織) 総理本府	(組織) 総務企画厅	6,763,362,000
(追加額) 総理本府	(組織) 法務本省	73,678,000
(組織) 法務本省	(組織) 法務本省	0

(外) 報 告

(追 加 項)	務 本 省 費	72,937,000	(追 加 項)	務 局 関	88,401,000
(追 加 項)	務 登 錄 事 務 計	2,445,000	(追 加 項)	稅 額	138,508,000
(追 加 項)	務 局	75,382,000	(追 加 項)	國 庁	
(追 加 項)	務 檢 索	219,247,000	(追 加 項)	國 稅 官 員	1,917,954,000
(追 加 項)	務 方 計	320,242,000	(追 加 項)	務 官 員	2,287,173,000
(追 加 項)	務 官 員	350,054,000	(追 加 項)	大 藏 省 所 管 补 正 稽 合 計	
(追 加 項)	務 官 員	7,220,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	
(追 加 項)	務 年 謹 补 別 少 婦	22,592,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	8,292,000,000
(追 加 項)	務 官 員	8,766,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	158,417,000
(追 加 項)	務 官 員	476,163,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	17,000,000
(追 加 項)	務 官 員	70,293,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	18,808,000
(追 加 項)	務 官 員	27,826,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	2,606,000
(追 加 項)	務 官 員	1,897,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	4,988,000
(追 加 項)	務 官 員	584,945,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	1,517,000
(追 加 項)	務 官 員	34,153,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	226,000
(追 加 項)	務 官 員	28,684,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	8,435,562,000
(追 加 項)	務 官 員	55,131,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	
(追 加 項)	務 官 員	1,847,596,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	
(組織) 大 藏 本 省	計 大 藏 省 所 管		(組織) 文 化 財 保 護 委 員 會		
(追 加 項)	財 務 本 省	138,846,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	88,401,000
(項) 国 公 安 調 查 院	計 大 藏 省 所 管	3,464,000	(追 加 項)	文 部 本 省 費	7,026,000
(組織) 財 務 局		142,310,000	(組織) 厚 生 本 省		9,751,899,000

昭和三十八年十二月十四日 衆議院会議録第八号(その二) 昭和三十八年度一般会計補正予算(第2号)

官 報 (号 外)

5

農業試験研究場		林業試験場	23,195,000
(組) 農業試験場	農業試験場	(組) 水産廳	690,935,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	13,809,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	4,370,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	4,699,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	34,769,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	26,739,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	961,058,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	330,460,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	19,417,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	1,395,321,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	46,282,998,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	93,598,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	6,584,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	6,912,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	8,874,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	13,131,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	8,678,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	14,564,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	58,743,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	61,960,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	6,597,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	220,898,000
(組) 農業試験場	(組) 農業試験場	(組) 水産廳	174,812,000

(外) 号(報) 加

6

(追加額)	輸本省事業費	68,403,000	(追加額)	電波研究所	11,135,000
(追加額)	伊勢湾高潮対策事業費	9,056,000	(組織) 地方電波監理局		
(追加額)	昭和三八年発生港湾施設災害関連事業費	31,282,000	(追加額)	(項) 地方電波監理局	54,811,000
(追加額)	港湾施設災害復旧事業費	795,247,000	(組織) 労働本省所管	85,464,000	
(追加額)	昭和三八年発生港湾施設災害復旧事業費	379,406,000	(組織) 労働本省		
計	港湾等事業附帯事務費	91,000	(追加額)	労働訓練課	45,139,000
(組織) 運輸本省教育機関	1,312,794,000	(組織) 労働本省	労働訓練課	2,718,000	
(追加額)	航海訓練所	8,666,000	(組織) 労働本省	就職促進特別対策費	1,579,000
(組織) 海陸運送			(組織) 労働本省	就職難職者援護対策費	76,375,000
(追加額)	(追加額)		(組織) 労働本省研究機関		
(項) 航空運送			(追加額)	産業安全研究所	
(組織) 航空運送			(組織) 労働保護官署		
(追加額)	(追加額)		(追加額)	労働保護官署	
(追加額)	海上保安官署	53,703,000	(追加額)	労働保護官署	
(組織) 海上保安官署		54,036,000	(追加額)	労働保護官署	
(追加額)	海上難船審査裁判所	26,804,000	(追加額)	労働保護官署	
(組織) 海上難船審査裁判所		288,413,000	(追加額)	労働省所管補正額合計	
(追加額)	海上難船審査裁判所	8,604,000	(組織) 建設本省所管	労働省所管	
(組織) 建設本省所管			(追加額)	建設本省	
(追加額)	治水事業費	32,036,000	(追加額)	建設本省	
(組織) 河川等災害関連事業費	153,622,000	173,034,000	(組織) 建設本省	建設本省	
(追加額)	昭和三八年発生河川等災害関連事業費	3,933,000	(追加額)	建設本省	
(組織) 河川等災害復旧事業費	157,555,000	179,000,000	(組織) 建設本省	建設本省	
(組織) 昭和三八年発生河川等災害復旧事業費	1,910,575,000	328,244,000	(追加額)	建設本省	
(組織) 郵政本省所管		547,900,000	(組織) 建設本省	建設本省	
(追加額)	昭和三八年発生都市災害復旧事業費	9,883,227,000	(追加額)	建設本省	
(組織) 電波研究所	19,518,000	11,082,564,000	(組織) 建設本省	建設本省	
(追加額)	海港事業等工事事務費財源織入	5,711,000	(組織) 建設本省	建設本省	
(組織) 電波研究所	5,966,000		(組織) 建設本省	建設本省	

(外) 号 印 加

(組織) 国 土 地 理 院 (追 加 領)	計	22,222,642,000
(項) 国 土 地 理 院		11,023,000
(組織) 地 方 建 設 局 (追 加 領)		
(項) 地 方 建 設 局	建設省所管補正額合計	91,902,000
(組織) 自 治 本 省 (追 加 領)	自治省所管	22,325,567,000
(項) 自 治 本 省		
奄美群島復興事業費 交付税及び譲与税配付金 特別会計へ繰入		
計		
丙号 繰越明許費補正	農 林 省 所 管	9,905,000
(組織) 農 林 本 省		3,248,000
(項) 昭和38年発生農業施設災害関連事業費 昭和38年発生農業施設災害復旧事業費		30,386,875,000
(組織) 林 野 厅		80,900,028,000
(項) 昭和38年発生山林施設災害関連事業費 昭和38年発生山林施設災害復旧事業費		124,187,000,000
(組織) 水 产 厅		
(項) 昭和38年発生漁港施設災害復旧事業費 昭和38年発生漁港施設災害復旧事業費		
(組織) 運 輸 本 省		
(項) 昭和38年発生港湾施設災害関連事業費 昭和38年発生港湾施設災害復旧事業費		
(組織) 建 設 本 省		
(項) 昭和38年発生河川等災害関連事業費 昭和38年発生河川等災害復旧事業費		
丁号 國庫債務負担行為補正	文 部 本 省	
(組織) 文 部 本 省		

(事項) 南極地域観測再開準備
国は、南極地域観測再開に必要な観測船の建造及び航空機の購入のため、1,700,000,000円を
限り、昭和38年度以降3箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和38年度において結ぶこと
ができる。

昭和38年十一月廿四日
國庫立賛主へ
昭和38年十一月廿四日
名譽總理大臣 渡辺 駿人

名譽總理大臣 渡辺 駿人

昭和38年度特別会計補正予算
補 正 予 算 総 则

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和38年度歳入歳出予算補正を「甲号歳入歳出予算補正」と
とおり定める。
大蔵省及び自治省所管

厚 生 省 所 管

農 林 省 所 管

運 輸 省 所 管

建 設 省 所 管

交付税及び譲与税配
付金

厚 生 立 権

保 痘 院 理

共 濟 再 保 険

特 定 土 地 改 良 工 事

整 道 港 湾 路

整 備 備

水 治

第2条 食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定において、財政法第15条第1項の規定により、
昭和38年度において、国が債務を負担する行為をすることができる事項について、「丁号国庫
債務負担行為補正」ととおり改める。
第3条 各特別会計の歳入歳出予算補正及び国庫債務負担行為補正の内訳は、別に添附する各特
別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」に掲げる。

甲号 賽入歳出予算補正
大蔵省及び自治省所管

交付税及び譲与税配付金
歳 入

30,886,875,000

(外) 報 告

(項) 一般会計より受入	歳 出	30,886,875,000	(項) 雜 収 入	▲ 12,400,000
(追 加 種) 地方交付税交付金		30,886,875,000	(追 加 種) 賞 正 額	▲ 15,228,251,000
厚生省所管			(追 加 種) 輸入食糧買入費	▲ 11,370,423,000
業務勘定	厚生保険		輸入食糧管理費	▲ 12,097,217,000
(追 加 種) 他会計より受入	歳 入		返還金等他勘定へ繰入予	▲ 877,316,000
(項) 一般会計より受入	歳 出	153,580,000	備 費	▲ 528,191,000
(追 加 種) 業務取扱費	立 国 病 院		計	▲ 2,000,000,000
(追 加 種) 病院収入	歳 入	153,580,000	(修正減少額) (項) 返還金等他勘定へ繰入	▲ 15,502,724,000
(款) 診療収入			歳 出 捕 正 額	▲ 4,132,301,000
(項) 積立金より受入		237,945,000	歳 入	▲ 11,370,423,000
(款) 積立金より受入		137,698,000	(追 加 種) 業務勘定	
(項) 計		375,643,000	(追 加 種) 他勘定より受入	▲ 1,749,223,000
(追 加 種) 病院経営費	歳 入	375,643,000	(項) 他勘定より受入	▲ 33,967,000
農林省所管	食糧管理		(追 加 種) 総 収 入	▲ 1,783,190,000
輸入食糧管理勘定	歳 入		(修正減少額) (款) 他勘定より受入	▲ 1,121,711,000
(追 加 種) 食糧管理収入	歳 入	26,597,541,000	(項) 検査印紙収入	▲ 181,590,000
(款) 輸入食糧充拵代			(追 加 種) 検査印紙収入	▲ 181,590,000
(款) 雜 収 入		1,133,000	(款) 雜 収 入	▲ 5,310,000
(項) 雜 収 入		1,133,000	(項) 雜 収 入	▲ 5,310,000
(追 加 種) 計		26,598,674,000	(追 加 種) 計	▲ 1,308,611,000
(修正減少額)			(追 加 種) 計	▲ 474,579,000
(款) 他勘定より受入		15,215,851,000	(追 加 種) 事務費	▲ 791,210,000
(項) 調整勘定より受入		15,215,851,000	(修正減少額) (項) 返還金調整勘定へ繰入	▲ 316,631,000
(款) 雜 収 入		12,400,000	歳 出 捕 正 額	▲ 474,579,000
			農業共済再保險	
			再保險金支払基金勘定	

(追加額)	農業共済再保険金支払基	入	37,515,000
(款) 勘定より受入	1,000,000,000		800,000
(項) 一般会計より受入	1,000,000,000		900,000
(追加額)	農業勘定	出	20,685,000
(項) 再保險金支払財源勘定	1,000,000,000		59,100,000
(追加額)	農業勘定	入	59,100,000
(款) 農業再保険収入	9,614,024,000		59,100,000
(項) 一般会計より受入	9,614,024,000		
(款) 支払基金受入	1,000,000,000		
(項) 再保險金支払基金勘定より受入	1,000,000,000		
(追加額)	農業再保険費	出	900,000
(項) 農業再保険予計	8,623,273,000		900,000
(追加額)	特定土地改良工事	入	900,000
(項) 港湾施設工事勘定	1,890,751,000		
(款) 借入金	10,614,024,000		
(追加額)	建設省所管	出	900,000
(項) 工事事務費港湾整備勘定	13,771,000		
(款) 借入金	8,319,000		
(項) 借入金	22,090,000		
(追加額)	道路整備	入	900,000
(款) 他会計より受入	13,771,000		
(項) 一般会計より受入	13,771,000		
(款) 借入金	8,319,000		
(項) 借入金	22,090,000		
(追加額)	運輸省所管	出	179,000,000
(項) 土地改良事業工事事務費	225,491,000		
(追加額)	港湾整備勘定	入	45,491,000
(款) 他会計より受入	37,515,000		

(項) 一般会計より受入	158,975,000	留保川十八号國庫係機関預出予算(機械へ申)
(款) 他勘定より受入	32,556,000	日本電信電話公社
(項) 特定多目的ダム建設工事勘定より受入	32,556,000	留保川十八号十一回十四
(款) 地方公共団体工事費負担	62,845,000	区課維持大田 深田 駒ヶ
(項) 金収入	62,845,000	
(款) 金収入	62,845,000	
(項) 電気事業者等工事費負担	568,000	昭和38年度政府関係機関補正予算
(項) 電気事業者等工事費負担	568,000	補正予算総則
(追加額) 計	568,000	第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和38年度收入支出予算補正を「甲号收入支出予算補正」とおり定める。
(追加額) 蔵	568,000	日本国有鉄道
(項) 治水事業工事事務費	254,944,000	日本国有鉄道
特定多目的ダム建設工事勘定	254,944,000	日本電信電話公社
(追加額) 蔵	254,944,000	日本国有鉄道
(款) 他会計より受入	20,025,000	第2条 日本国鉄道法(昭和28年法律第256号)第39条の8第1項の規定により日本国有鉄道が昭和38年度において債務を負担する行為をすることができる事項について、「丁号債務負担行為補正」のとおり改める。
(項) 一般会計より受入	20,025,000	第3条 昭和38年度政府関係機関予算の予算総則第12条第1項に定める日本国有鉄道が政府から借り入れができる長期借入金の限度額について、同項中「42,000,000,000円」を「51,000,000,000円」に、その施行することができる鉄道債券の限度額について、同項中「18,000,000,000円」を「32,000,000,000円」に、「45,000,000,000円」を「55,000,000,000円」に、「20,000,000,000円」を「22,000,000,000円」に改める。
(款) 地方公共団体工事費負担	7,127,000	第4条 昭和38年度政府関係機関予算の予算総則第22条第1項に定める日本電信電話公社が発行することができる電信債券の限度額について、同項中「6,800,000,000円」を「11,800,000,000円」に、「4,700,000,000円」を「7,200,000,000円」に改める。
(項) 金収入	7,127,000	
(款) 電気事業者等工事費負担	5,404,000	
(項) 電気事業者等工事費負担	5,404,000	
(追加額) 計	32,556,000	
(追加額) 蔵	32,556,000	甲号 収入支出予算補正
(項) 工事事務費等治水勘定へ繰入	32,556,000	日本国有鉄道
丁号 国庫債務負担行為補正		
農林省所管 食糧管理		
輸入食糧管理勘定		
(事項) 輸入食糧の買入れ		
第48回国会の議決を経た輸入食糧の買入れに関する国庫債務負担行為について、「18,500,000,000円」とあるのを「24,000,000,000円」に改める。		
(追加額) 支	44,323,000,000	
(項) 工事勘定へ繰入	44,323,000,000	

工事勘定		収入	支出	の種類	経費の種類	測定単位	単位費	費用
(追加額)								
(項) 資本勘定より受入		44,323,000,000						
(追加額)								
(項) 東海道幹線増設費	支		出					
資本勘定		44,323,000,000						
(追加額)								
(項) 資本勘定	日本電信電話公社							
電信電話券計	支		入					
(追加額)								
(項) 電信電話施設費	支		入					
工事勘定								
(追加額)								
(項) 建設勘定より受入	支		出					
丁号債務負担行為補正		9,017,698,000						
工事勘定								
東海道幹線増設費								
第43回国会の議決を経た東海道幹線増設費に関する債務負担行為について、「16,100,000,000円」とあるのを「36,000,000,000円」に改める。								
昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案								
右 同条は提出する。								
昭和三十八年十一月十日								
内閣総理大臣 池田 勇人								
昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律								
昭和三十八年度分に限り、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百二十一号)別表に定める単位費 用は、次の表に定めるものとする。								
昭和三十八年十一月十四日　衆議院会議録第八号(乙の11) 法律案　昭和三十八年度政府国債額補正予算(機第2号)　昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律								

昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律
昭和三十八年度分に限り、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百二十一号)別表に定める単位費
用は、次の表に定めるものとする。

昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律
昭和三十八年度分に限り、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百二十一号)別表に定める単位費
用は、次の表に定めるものとする。

昭和三十八年十二月十四日

衆議院会議録第八号(その二) 昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

2 1
附則

理由

地方公務員の給与改定に要する経費を昭和三十八年度分の普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設ける必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法昭和二十二年法律第二十六号に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案

右国会に提出する。

昭和三十八年十一月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 無償給付及び給与(第三条)
- 第三章 採択(第十九条・第十七条)
- 第四章 発行(第十八条・第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

この法律は、教科用図書の無償給付その他の義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

(教科用図書の給与)

第一條 公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定に基づき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

2 国は、第三条の規定により購入した教科用図書のうち国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものと、前二項の規定にかかるわざらず、文部省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行ふものとする。

(教科用図書の選定等)

第十一条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の教育の水準及び自然的、經濟的、文化的諸条件を考慮して、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用すべき教科用図書として、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに数種の教科用図書を選定する。

2 前項の選定は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行なわなければならぬ。ただし、学校教育法第百七条に規定する教科用図書については、この限りでない。

3 都道府県の教育委員会は、前二項の規定により選定を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

4 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。ただし、教科用図書の選定を行なう必要がない年度にあつては、置かないものとする。

5 選定審議会は、二十人以内における教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施することとともに、市町村(市町村の組合を含む。以下この章において同じ。)の教育委員会の行なう採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわればならない。

(採択地区)

第六十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域(県の区域となる場合を含む。)に、教科用図書採択地区(以下この章において「採択地区」という。)を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならぬ。

4 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならぬ。

5 選定審議会は、二十人以内における教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施することとともに、市町村(市町村の組合を含む。以下この章において同じ。)の教育委員会の行なう採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわればならない。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するものは、教科用図書の無償給付及び給与に關し必要な事項は、政令で定める

第三章 採択

3 都道府県の教育委員会は、前二項の規定により選定を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

2 前項の場合において、採択地区につき一種の教科用図書について行なうものとする。

3 都道府県の教育委員会が種目ごとに選定した教科用図書のうち、それぞれの種目につき一種の教科用図書について行なうものとする。

4 選定審議会は、二十人以内における教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施することとともに、市町村(市町村の組合を含む。以下この章において同じ。)の教育委員会の行なう採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわればならない。

5 選定審議会は、二十人以内における教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施することとともに、市町村(市町村の組合を含む。以下この章において同じ。)の教育委員会の行なう採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわればならない。

部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応する同表の下欄に掲げる数を乗じて得

た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる）の合計数

（学級編制の標準に関する経過措

右
一般職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	五学級以下の部 六学級から十学級までの部 十一学級から二十学級までの部 二十一学級以上の部	一・二五 一・一四 一・一三 一・一一
中学部	三学級以下の部 四学級から十一学級までの部 十二学級から二十三学級までの部 二十四学級以上の部	一・〇〇 一・六六 一・五三 一・五〇

三 寄宿舎に寄宿する児童及び
生徒の総数に六分の一を乗じ
て得た数（一未満の端数を生
じたときは、一に切り上げ
る。）

第十条に見出しとして「教職員定数に含まない数」を附し、同条各号列記以外の部分中「前三条」を「第六条から第八条まで」に、「教育諸学校教職員定数」に改める。
第十一條を次のように改める。

第十一條 文部大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図る。

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

一部改正
第二条 市町村立学校職員給与負担
法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のよう
に改正する。
第一条中「事務職員(地方自治法
(昭和二十二年法律第六十七号)第
百七十二条第一項に規定する吏員
に相当する者」の下に「及びこれに
準ずる者として政令で定める者」
を加える。

中学校に置かれてゐる教職員の総数を考慮して、毎年度、政令で定めることとする。

職員の占める官職のうち東京大學の学長その他の官職で人事院規則で指定するものは、一等級の官職とし、これらの官職を占める職員の俸給月額は、人事院規則の定めるところにより、同表一等級の特一号俸又は特二号俸の額とする。第十二条第一項中「七百五十円」を「九百円」、「その額が二百円に満たないときは二百円」を「その額が三百円に満たないときは三百円（その使用する自動車等が原動機付のものである場合にあつては、その額が三百五十円）に満たないとときは三百五十五円

の学長その他の官職のうち東京大学で指定するものは、一等級の官職とし、これらの官職を占める職員の俸給月額は、人事院規則の定めるところにより、同表一等級の特一号俸又は特二号俸の額とする。第十二条第二項中「七百五十円」を「九百円」、「その額が二百円に満たないときは二百円」と「その額が三百円に満たないときは三百円」(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、その額が三百五十円に満たないときは三百五十円)に改め、同条第三項中「一百円」を「三百円」(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、三百五十円)に改める。

ため必要があると認めるとときは、都道府県に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ自治大臣に通知して、勧告をすることができる。

3 小学校教職員定数及び中学校教職員定数の標準については、昭和四十三年三月三十一日（政令で定める特別の事情がある都道府県について、昭和四十五年三月三十日）までの間は、新法第六条及び第七条の規定にかかるらず、学

の次に次の一条を加える。
第六条の二 行政職俸給表(一)の適用
を受ける職員の占める官職のうち
事務次官その他の官職で人事院規
則で指定するものは、一等級の官
職とし、これらの官職を占める職
員の俸給月額は、同表一等級の特
号俸の額とする。

右
一般職の職員の給与に関する法律案
の一部を改正する法律案
昭和三十八年十二月十日
内閣総理大臣 池田 勇人
国会に提出する。
一般職の職員の給与に関する法律
一般職の職員の給与に関する法律
昭和二十五年法律第九十五号)の一部
部を次のように改正する。
第六条の二中「行政職俸給表(一)」を
「前条の規定に基づく人事院規則で
指定する官職を除くほか、行政職俸
給表(一)」に、「前条」を「第六条」に改

第十九条の四第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員を除く。」(第二十三条第七項の規定)の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。」に改め、同条第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十九条の三とする。

3 前項に規定する在職期間の算定期間に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の五第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員で人事院規則で定める職員を除く。」に改め、同条第二項中「左の各号に掲げる支給日の区分に応する割

第十九条の四第一項後段中「職員を除く。」に改め、同条第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十九条の三とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の五第一項後段中「職員を除く。」に改め、同条第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十九条の三とする。

4 第十九条の五第一項後段中「職員を除く。」に改め、各号を削り、同条を第十九条の四とし、同条の次に次の二項を加える。

(特定の職員についての適用除外) 第十九条の五 第八条、第十一条から第十三条の二まで、第十六条、第十七条第二項、第十八条、第十九条の二の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める者は適用しない。

5 第十六条、第十七条第二項、第十八条及び第十九条の二の規定による額の期末手当を支給することができる職員については、この限りでない。

6 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に期末手当の支給日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号 倍	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	94,100	68,100	47,100	32,700	24,300	19,200	16,100	12,000
2	97,800	71,600	49,600	34,800	26,300	20,700	17,100	12,400
3	101,500	75,100	52,200	36,900	28,300	22,300	18,100	12,800
4	105,200	78,600	54,800	38,900	30,300	24,000	19,200	13,200
5	108,900	82,100	57,400	40,800	32,200	25,800	20,700	13,600
6	112,600	85,600	60,100	42,700	34,100	27,600	22,200	14,300
7	116,300	89,100	62,800	44,500	36,000	29,400	23,700	15,200
8	120,000	92,600	65,500	46,300	37,800	31,100	25,300	16,100
9	123,700	95,700	68,200	48,100	39,400	32,800	26,900	17,000
10		98,300	70,700	49,900	40,800	34,200	28,400	17,900
11		100,300	72,700	51,700	42,100	35,600	29,500	18,800
12		101,800	74,700	53,500	43,300	36,800	30,600	19,800
13		103,300	76,500	55,300	44,200	37,700	31,700	20,900
14			78,000	57,100	45,000	38,400	32,400	21,900
15				58,800	45,700	39,100	33,100	22,500
16				60,400	46,400	39,800		23,100
17				61,800	47,100			23,600
18				62,900				
特	160,000							

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) この表の1等級の特号俸は、第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のみに適用する。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 倍	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	26,000	19,300	16,300	12,200	10,500
2	27,500	20,500	17,300	12,800	10,900
3	29,100	21,700	18,300	13,400	11,300
4	30,700	23,200	19,300	14,000	11,700
5	32,300	24,600	20,300	14,700	12,200
6	33,800	26,000	21,300	15,500	12,700
7	35,300	27,300	22,500	16,300	13,200
8	36,600	28,600	23,700	17,100	13,700
9	38,000	29,900	24,800	18,000	14,500
10	39,400	31,100	25,700	18,900	15,200
11	40,500	32,200	26,600	19,600	15,900
12	41,400	33,300	27,400	20,200	16,500
13	42,300	34,200	28,200	20,800	17,100
14	43,200	35,200	28,900	21,400	17,600
15	44,100	36,100	29,600	22,100	18,100
16	45,000	36,800	30,300	22,800	18,600
17	45,800	37,400	31,000	23,500	19,100
18	46,500	38,000	31,600	24,200	19,600
19	47,200	38,600	32,100	24,900	20,100
20	47,900	39,100	32,600	25,600	20,600
21	48,600	39,600	33,100	26,200	21,200
22	49,300	40,100	33,600	26,800	21,900
23	49,900	40,600	34,100	27,400	22,600
24	50,500	41,100	34,600	27,900	23,300
25	51,100	41,600	35,100	28,400	24,000
26	51,700			28,900	24,600
27					25,200
28					25,700
29					26,200
30					26,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年十二月十四日 来議院会議録第八号(その二) 一般職の職員の給与に関する法律の一一部を改正する法律案

昭和三十八年十二月十四日
衆議院会議録第八号(その二)
一般職の職員の給与に関する法律
一部を改正する法律案

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額						
1	57,400	47,100	36,900	28,300	22,300	18,100	13,000
2	60,100	49,600	39,000	30,300	24,000	19,200	13,500
3	62,800	52,200	41,100	32,300	25,800	20,700	14,000
4	65,500	54,800	43,200	34,300	27,600	22,200	14,500
5	68,200	57,400	45,100	36,300	29,400	23,700	15,200
6	70,700	60,100	46,900	38,200	31,200	25,300	16,100
7	72,700	62,300	48,700	40,000	33,000	26,900	17,000
8	74,700	64,000	50,500	41,500	34,800	28,400	17,900
9	76,500	65,700	52,300	43,000	36,400	29,800	18,800
10	78,000	67,000	54,100	44,400	37,800	31,200	19,800
11		68,300	55,900	45,500	38,800	32,500	21,200
12		69,600	57,700	46,400	39,600	33,300	22,500
13		70,900	59,300	47,300	40,400	34,100	23,300
14			60,900	48,000	41,200	34,700	23,900
15			62,300	48,700	41,900	35,300	24,500
16			63,400				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額						
1	57,400	47,100	36,900	24,400	18,100	15,100	13,700
2	60,100	49,600	39,000	26,300	19,300	16,100	14,100
3	62,800	52,200	41,100	28,300	20,800	17,100	14,500
4	65,500	54,800	43,200	30,300	22,400	18,100	15,100
5	68,200	57,400	45,100	32,300	24,100	19,300	16,100
6	70,700	60,100	46,900	34,300	25,900	20,800	17,100
7	72,700	62,300	48,700	36,400	27,700	22,300	18,100
8	74,700	64,000	50,500	38,200	29,500	23,900	19,300
9	76,500	65,700	52,300	40,000	31,200	25,600	20,800
10	78,000	67,000	54,100	41,800	32,900	27,300	22,300
11		68,300	55,900	43,600	34,600	29,000	23,900
12		69,600	57,700	45,000	36,300	30,700	25,600
13		70,900	59,300	46,200	37,900	32,400	27,300
14			60,900	47,100	39,300	34,100	29,000
15			62,300	47,800	40,300	35,800	30,700
16			63,400	48,500	41,300	37,300	32,400
17				49,200	42,300	38,500	33,900
18				49,900	43,300	39,400	35,400
19				50,600	44,100	40,200	36,600
20				51,300	44,900	41,000	37,600
21				52,000	45,600	41,800	38,300
22					46,300	42,500	39,000
23					47,000	43,200	39,700
24					47,700	43,900	40,400
25					48,400	44,600	41,000
26					49,100	45,300	41,600
27						46,000	42,200
28						46,700	42,800
29							43,400
30							44,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額							
1	57,400	47,100	36,900	28,300	22,300	18,100	13,300	11,400
2	60,100	49,600	39,000	30,300	24,000	19,200	13,800	11,800
3	62,800	52,200	41,100	32,300	25,800	20,700	14,300	12,300
4	65,500	54,800	43,200	34,300	27,600	22,200	15,100	12,800
5	68,200	57,400	45,100	36,300	29,400	23,700	15,900	13,300
6	70,700	60,100	46,900	38,200	31,200	25,300	16,900	13,800
7	72,700	62,300	48,700	40,000	33,000	26,900	17,900	14,300
8	74,700	64,000	50,500	41,500	34,800	28,400	19,000	14,800
9	76,500	65,700	52,300	43,000	36,400	29,800	20,300	15,700
10	78,000	67,000	54,100	44,400	37,800	31,200	21,700	16,700
11		68,300	55,900	45,500	38,800	32,500	23,100	17,700
12		69,600	57,700	46,400	39,600	33,300	24,500	18,700
13		70,900	59,300	47,300	40,400	34,100	25,900	19,900
14			60,900	48,000	41,200	34,800	27,300	21,200
15			62,300	48,700	41,900	35,500	28,300	22,300
16			63,400		42,600	36,200	29,300	23,300
17					43,300	36,900	30,200	24,200
18						37,500	30,900	25,100
19						38,100	31,600	26,000
20							32,200	26,800
21							32,800	27,600
22							33,400	28,200

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	50,500	37,800	37,900	20,000	14,200
2	53,300	40,500	30,300	21,300	14,600
3	56,100	43,100	32,800	22,700	15,300
4	58,900	45,700	35,100	24,100	16,200
5	61,700	48,100	37,400	25,900	17,400
6	64,500	50,300	39,600	27,700	18,700
7	67,300	52,400	41,800	29,500	20,000
8	70,000	54,300	44,000	31,400	21,100
9	72,600	56,200	45,900	33,300	22,200
10	75,200	58,000	47,200	35,100	23,400
11	77,500	59,800	48,500	36,600	24,800
12	79,400	61,400	49,700	38,000	26,200
13	81,200	62,700	50,800	39,300	27,500
14	82,900	64,000	51,700	40,400	28,800
15	84,500	65,100	52,600	41,300	30,100
16	86,000			42,200	31,300
17	87,400			43,100	32,400
18					33,400
19					34,300
20					34,900
21					35,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年十一月十四日

衆議院会議録第八号(その二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一一一

口 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	27,800	20,600	15,600	11,900
2	29,800	21,800	16,500	12,500
3	31,800	23,000	17,500	13,000
4	33,700	24,300	18,500	13,600
5	35,500	26,000	19,500	14,200
6	37,200	27,800	20,600	14,800
7	38,800	29,600	21,700	15,600
8	40,400	31,400	22,900	16,400
9	41,500	33,000	24,100	17,200
10	42,600	34,600	25,500	18,100
11	43,700	36,000	27,000	19,100
12	44,800	37,300	28,400	20,100
13	45,900	38,600	29,500	21,100
14	46,900	39,400	30,600	22,100
15	47,900	40,200	31,600	23,100
16	48,900	41,000	32,600	24,100
17	49,900	41,800	33,600	25,000
18	50,800	42,500	34,600	25,900
19	51,700	43,200	35,300	26,800
20	52,600	43,900	36,000	27,600
21	53,500	44,600	36,700	28,400
22	54,300	45,200	37,300	29,200
23	55,100		37,900	30,000
24				30,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	94,100	47,200	33,900	27,700	18,000	13,600
2	97,800	49,900	36,500	30,100	19,200	14,400
3	101,500	52,700	39,100	32,500	20,400	15,400
4	105,200	55,500	41,800	34,900	21,900	16,400
5	108,900	58,300	44,500	37,300	23,600	17,500
6	112,600	61,100	46,900	39,700	25,300	18,600
7	116,300	63,900	48,900	42,100	27,100	19,900
8	120,000	66,700	50,900	43,900	29,000	21,500
9	123,700	69,500	52,900	45,600	31,000	23,200
10	72,300	54,900	47,300	33,000		25,000
11	75,100	56,900	48,900	35,000		26,800
12	77,900	58,900	50,500	37,000		28,700
13	80,700	60,900	52,100	39,000		30,600
14	83,500	62,900	53,700	40,400		32,400
15	86,200	64,900	55,300	41,600		34,200
16	88,900	66,700	56,900	42,700		35,700
17	91,300	68,500	58,500	43,800		37,000
18	93,400	70,100	60,100	44,900		38,100
19	95,500	71,500	61,700	46,000		39,200
20	97,600	72,900	63,100	47,000		40,200
21	99,600	74,100	64,500	48,000		41,100
22	101,600	75,300	65,900	49,000		41,900
23	103,300		67,200	49,900		42,700
24			68,300	50,800		43,500
25			69,300	51,700		44,300
26						45,000
特 1						
特 2	170,000	180,000				

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の1等級の特1号俸及び特2号俸は、第六条の二第二項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のみに適用する。

(三) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級		
	俸 級	給 月	額
1		円	39,400
2		円	41,300
3		円	43,200
4		円	45,100
5		円	47,000
6		円	49,100
7		円	51,200
8		円	53,300
9		円	55,400
10		円	57,500
11		円	59,700
12		円	61,900
13		円	64,100
14		円	66,100
15		円	68,100
16		円	70,100
17		円	72,100
18		円	73,800
19		円	75,400
20		円	76,800
21		円	78,200
22		円	79,500
23		円	80,700
24		円	
25		円	
26		円	
27		円	
28		円	
29		円	
30		円	
31		円	
32		円	
33		円	
34		円	
35		円	
36		円	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 債	1 等 級		
	俸 級	給 月	額
1		円	31,200
2		円	33,100
3		円	35,000
4		円	36,800
5		円	38,500
6		円	40,200
7		円	41,900
8		円	43,600
9		円	45,300
10		円	47,000
11		円	48,700
12		円	50,400
13		円	52,200
14		円	54,100
15		円	56,000
16		円	57,900
17		円	59,800
18		円	61,700
19		円	63,600
20		円	64,500
21		円	65,600
22		円	66,900
23		円	68,000
24		円	69,100
25		円	70,000
26		円	70,900
27		円	
28		円	
29		円	
30		円	
31		円	
32		円	
33		円	
34		円	
35		円	
36		円	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年十二月十四日 衆議院会議録第八号(その二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

二 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	75,000	39,100	27,700	19,000	14,300
2	77,800	41,800	30,100	20,000	15,400
3	80,600	44,500	32,500	21,100	16,700
4	83,400	46,900	34,900	22,700	18,000
5	86,100	49,100	37,300	24,300	19,000
6	88,800	51,300	39,700	26,000	20,000
7	91,200	53,500	42,100	27,900	21,100
8	93,400	55,900	44,500	29,900	22,700
9	95,500	58,300	46,900	31,900	24,300
10	97,600	61,100	48,900	33,800	26,000
11	99,600	63,900	50,900	35,700	27,900
12	101,500	66,700	52,900	37,600	29,600
13	103,400	69,500	54,900	39,200	31,300
14		72,300	56,900	40,800	33,000
15		75,100	58,900	42,400	34,800
16		77,900	60,900	44,100	36,600
17		80,700	62,900	45,700	37,800
18		83,500	64,900	47,400	38,900
19		86,200	66,700	49,100	39,900
20		88,900	68,500	50,900	40,900
21		91,000	70,100	52,700	41,800
22			71,500	54,500	42,700
23			72,900	56,400	43,600
24			74,100	58,300	44,500
25				60,200	45,400
26				62,100	46,300
27				63,400	
28				64,700	
29				66,000	
30				67,200	
31				68,300	
32				69,400	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	94,100	43,500	26,800	16,500	13,600	12,000
2	97,800	45,600	28,800	17,700	14,400	12,400
3	101,500	47,700	31,000	18,900	15,400	12,800
4	105,200	49,800	33,200	20,200	16,400	13,200
5	108,900	51,900	35,400	22,000	17,500	13,600
6	112,600	54,200	37,600	23,900	18,600	14,400
7	116,300	56,500	39,800	25,800	19,900	15,400
8	120,000	59,100	41,600	27,700	21,500	16,400
9	123,700	62,300	43,300	29,600	23,200	17,400
10		65,500	44,900	31,600	25,000	18,400
11		68,700	46,400	33,600	26,800	19,400
12		72,100	47,900	35,600	28,700	20,600
13		75,500	49,400	37,600	30,600	21,700
14		78,900	50,900	39,200	32,400	22,800
15		82,300	52,400	40,700	34,200	23,500
16		85,700	53,900	42,200	35,700	24,100
17		88,600	55,400	43,700	37,000	24,700
18		91,400	56,800	45,200	38,100	
19		93,500	58,200	46,600	39,200	
20		95,200	59,600	47,900	40,200	
21		96,800	61,000	49,100	41,100	
22		98,400	62,300	50,300	42,000	
23		100,000	63,500	51,300	42,800	
24			64,600	52,200	43,600	
25			65,600	53,100	44,400	
26				54,000	45,100	
27				54,800		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 標	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	94,100	63,900	44,500	33,900	20,400
2	97,800	66,700	47,200	36,500	21,900
3	101,500	69,500	49,900	39,100	23,600
4	105,200	72,200	52,600	41,800	25,300
5	108,900	74,800	55,300	44,500	27,700
6	112,600	77,400	58,000	46,900	30,100
7	116,300	80,000	60,600	48,900	32,500
8	120,000	82,600	63,200	50,900	34,900
9	123,700	85,200	65,800	52,900	37,300
10		87,800	68,400	54,900	39,700
11		89,800	70,900	56,900	42,100
12		91,800	73,400	58,900	43,900
13		93,500	75,300	60,900	45,600
14		95,200	77,000	62,400	47,300
15		96,800	78,500	63,900	48,900
16		98,400	80,000	65,300	50,500
17		100,000	81,400	66,700	52,100
18			82,800	68,000	53,600
19			84,100	69,200	55,000
20				70,300	56,500
21					57,500
22					58,500
23					59,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 標	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	51,100	36,500	22,400	16,100	13,600	12,400
2	54,000	38,700	24,400	17,100	14,300	12,800
3	56,900	40,900	26,400	18,100	15,200	13,200
4	59,700	43,100	28,400	19,200	16,100	13,600
5	62,500	45,100	30,400	20,700	17,000	14,300
6	65,300	47,100	32,300	22,200	18,000	15,200
7	68,000	49,100	34,200	23,700	19,100	16,100
8	70,000	51,000	36,100	25,500	20,400	17,000
9	72,000	52,800	37,900	27,300	21,800	17,700
10	73,600	54,600	39,500	29,200	23,300	18,300
11	75,200	56,400	41,000	31,000	24,800	18,900
12	76,700	57,800	42,400	32,600	26,400	19,500
13	78,000	59,100	43,600	34,000	28,000	20,000
14		60,300	44,700	35,300	29,300	
15			61,500	45,600	36,200	30,400
16			62,600	46,500	37,100	31,400
17				47,300	38,000	32,100
18				48,100	38,800	32,800
19					39,600	33,400
20					40,400	34,000
21					41,200	
22					41,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年十二月十四日 衆議院会議録第八号(その二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
1	29,800	22,100	15,400	12,800
2	31,800	23,800	16,300	13,400
3	33,800	25,800	17,200	14,000
4	35,800	27,800	18,100	14,600
5	37,700	29,700	19,200	15,400
6	39,400	31,500	20,500	16,200
7	41,100	33,300	21,900	17,100
8	42,700	35,000	23,300	18,000
9	44,100	36,600	24,700	19,000
10	45,400	38,000	26,200	20,100
11	46,700	39,400	27,600	21,200
12	48,000	40,400	29,000	22,300
13	49,300	41,200	30,200	23,400
14	50,600	42,000	31,200	24,400
15	51,800	42,700	32,000	25,300
16	52,800	43,400	32,800	25,800
17	53,700	44,100	33,500	26,300
18	54,600	44,800	34,200	
19	55,500	45,500	34,900	
20	56,400	46,200		
21	57,300	46,900		
22	58,200			
23	59,100			
24	60,000			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

(高等学校等の教諭等の号俸の切替え等)

2 昭和三十八年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において、その属する職務の等級が教育職俸給表(二)の二等級である職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の規定により受ける号俸(以下この項において「旧号俸」という。)の号数に一を加えて得た号数の号俸とし、その者に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の切替え等)

3 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(昇給期間の短縮)

4 昭和三十七年九月三十日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第六号)による改正前の法の規定により附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員であつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以降における最初の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定により昇給した職員にあつては、この法律の施行の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整)

5 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日ににおける号俸又は俸給月額及

びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替日前の異動者等の号俸等の調整)

6 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間ににおいて職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準する職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたもののとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けている号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に因る必要事項は、人事院規則で定める。

(給与の内払)

9 改正前の法の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

10 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八項中「第十九条の四」を「第十九条の三」に、「改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の五第二項及び第二十三第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と「改正後の法第十九条の四第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額」と、「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第二十三第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第二十三条第四項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、附則第二十項の規定による暫定手当の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該暫定手当の額とする。

附則別表

俸給表	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)		1—13	1—14	1—19	5—19	9—19	12—18		
行政職俸給表(二)	5—29	11—29	14—29	21—30	28—33				
税務職俸給表	1—10	1—13	1—17	3—17	7—18	10—18			
公安職俸給表(一)	1—10	1—13	1—17	5—21	10—26	13—28	16—30		
公安職俸給表(二)	1—10	1—13	1—17	3—17	7—20	10—22	16—25	20—25	
海事職俸給表(一)	1—17	2—17	7—18	12—20	18—24				
海事職俸給表(二)	7—26	12—25	17—26	23—26					
教育職俸給表(一)		1—23	3—24	6—28	12—28	15—27			
教育職俸給表(二)	1—23	12—21	18—31						
教育職俸給表(三)	1—27	15—38	18—25						
研究職俸給表		1—22	5—27	12—30	15—29				
医療職俸給表(一)		1—16	1—19	3—23	10—26				
医療職俸給表(二)	1—13	1—16	7—21	12—25	15—23				
医療職俸給表(三)	2—24	7—24	13—21	17—19					

備考 本表中「1—13」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空			將		陸海空		陸海空		將		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空							
	甲		乙		1		1		2		2		3		3		4		4		5						
	俸	給	額	俸	給	額	1	陸	1	陸	2	陸	2	陸	3	陸	3	陸	4	陸	4	陸	5	陸			
1	111,200	82,500	円	111,200	82,500	円	111,200	82,500	円	111,200	82,500	円	111,200	82,500	円	111,200	82,500	円	111,200	82,500	円	111,200	82,500				
2	115,600	86,500	円	115,600	86,500	円	115,600	86,500	円	115,600	86,500	円	115,600	86,500	円	115,600	86,500	円	115,600	86,500	円	115,600	86,500				
3	120,000	90,500	円	120,000	90,500	円	120,000	90,500	円	120,000	90,500	円	120,000	90,500	円	120,000	90,500	円	120,000	90,500	円	120,000	90,500				
4	124,400	94,500	円	124,400	94,500	円	124,400	94,500	円	124,400	94,500	円	124,400	94,500	円	124,400	94,500	円	124,400	94,500	円	124,400	94,500				
5	128,800	98,500	円	128,800	98,500	円	128,800	98,500	円	128,800	98,500	円	128,800	98,500	円	128,800	98,500	円	128,800	98,500	円	128,800	98,500				
6	133,200	102,500	円	133,200	102,500	円	133,200	102,500	円	133,200	102,500	円	133,200	102,500	円	133,200	102,500	円	133,200	102,500	円	133,200	102,500				
7	137,600	106,500	円	137,600	106,500	円	137,600	106,500	円	137,600	106,500	円	137,600	106,500	円	137,600	106,500	円	137,600	106,500	円	137,600	106,500				
8	142,000	110,300	円	142,000	110,300	円	142,000	110,300	円	142,000	110,300	円	142,000	110,300	円	142,000	110,300	円	142,000	110,300	円	142,000	110,300				
9		113,300	90,000		113,300	90,000			113,300	90,000			113,300	90,000			113,300	90,000			113,300	90,000			113,300	90,000	
10		115,700	92,300		115,700	92,300			115,700	92,300			115,700	92,300			115,700	92,300			115,700	92,300			115,700	92,300	
11			94,500		94,500	83,600			94,500	83,600			94,500	83,600			94,500	83,600			94,500	83,600			94,500	83,600	
12			96,300		96,300	85,700			96,300	85,700			96,300	85,700			96,300	85,700			96,300	85,700			96,300	85,700	
13						87,500				87,500				87,500				87,500				87,500				87,500	
14																											
15																											
16																											
17																											
18																											
19																											
20																											

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、總理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

3 前項の規定により切替日ににおける俸給月額を決定される職員(新法第五条第三項の規定により適用する改訂後的一般職給与法第六条の三前段の規定により俸給月額を受ける事務官等並びに新法別表第一(改正前の俸給月額を受けていたたいた)に規定により同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受ける自衛官を除く。)の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改訂後の一般

用する改訂後の一般職給与法第八条第六項の規定による昇給については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

2 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、この法律による改訂前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちのその者が受けたいた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一の改訂後の俸給表(この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改訂後の一般職改訂法」という。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第十九号。以下「改訂前の一般職改訂法」という。)別表第一から別表第三までをいう。以下同じ。)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。(改訂前の俸給表(この法律による改訂後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一から別表第三までをいう。以下同じ。)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。)

4 (切替日の前日において旧法の規定による俸給月額を受けていた職員の俸給月額を受ける職員の俸給の切替え等)
切替日の前日において旧法の規定による俸給月額を受けていた職員又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受ける職員の俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間については、政令で定める。(昇給期間の短縮)

1 (附則)
昭和三十七年九月三十日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員の俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額を受ける職員の俸給月額及びその俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間については、政令で定める。

用する改訂後の一般職給与法第八条第六項の規定による昇給については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で総理府令で定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

6 (切替日から施行日までの間に異動した職員等の俸給月額等の調整)

間において、旧法の規定により新たに同法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間においては、他の職員との均衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

7 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間ににおいて職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間について、総理府令で定めたものとした場合との權衡上必要と認められるところによれば、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことがで

きる。

8 (改正前の俸給月額の基礎)

附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(政令への委任)

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めること。

9 (給与の内扱)

旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内扱とみなす。

(大蔵大臣との協議)

附則第五項から第七項までの規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

10 (給与の内扱)

旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内扱とみなす。

(大蔵大臣との協議)

正する。

附則第十九項中「自衛官」を「一等陸曹」に、「新法第二十三條第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「扶養手当」とあるのは「事務次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、
次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「事務次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、
扶養手当及び暫定手当」と、「扶養手当及び暫定手当」と改める。

附則別表

イ 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受けていた職員についての表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1-13	1-14	4-23

ロ 一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受けていた職員についての表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職俸給表(一)		1-13	1-14	1-19	5-19	9-19	12-18
行政職俸給表(二)	5-29	11-29	14-29	21-30	28-33		
教育職俸給表(一)		1-23	3-24	6-28	12-28	15-27	
研究職俸給表		1-22	5-27	12-30	15-29		
医療職俸給表(一)		1-16	1-19	3-23	10-26		
医療職俸給表(二)	1-13	1-16	7-21	12-25	15-23		
医療職俸給表(三)	2-24	7-24	13-21	17-19			

ハ 自衛官俸給表の適用を受けていた職員についての表

階級 俸給表	陸海空	將將	陸海空	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹
		乙	空將補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹
自衛官俸給表	1-10	1-12	1-13	1-15	1-15	1-15	5-16	8-19	8-19	10-15	

備考 本表中「1-13」等あるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

理由
一般職に属する国家公務員の俸給月額の改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和三十八年十二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

内閣総理大臣 池田 勇人

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を改める。
第三条第一項中「十九万円」を「二十万円」に改める。
第四条第二項中「六千二百円」を「七千円」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官	職	名	俸給月額
内閣総理大臣			四〇〇,〇〇〇円
國務大臣			三〇〇,〇〇〇円
会計検査院長			二五〇,〇〇〇円
人事院総裁			二二〇,〇〇〇円
内閣官房長官			一八〇,〇〇〇円
総理府総務長官			一四〇,〇〇〇円
内閣法制局長官			一一〇,〇〇〇円
公正取引委員会委員長			一〇〇,〇〇〇円
官内庁長官			九〇,〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。)			八〇,〇〇〇円
人事官(人事院総裁を除く。)			七〇,〇〇〇円
政務次官			六〇,〇〇〇円
内閣官房副長官			五〇,〇〇〇円
総理府総務副長官			四〇,〇〇〇円
侍従長			三〇,〇〇〇円
国家公安委員会委員			二〇,〇〇〇円
公正取引委員会委員			一〇,〇〇〇円
土地調整委員会委員長			一六〇,〇〇〇円
文化財保護委員会委員長			一五〇,〇〇〇円
地方財政審議会会長			一四〇,〇〇〇円
式部官長			一三〇,〇〇〇円

別表第一

官	職	名	俸給月額
大使			五号俸
			四号俸
			三号俸
			二号俸
			一号俸
			四号俸
			三号俸
			二号俸
			一号俸
			一八〇,〇〇〇円
			一六〇,〇〇〇円
			一四〇,〇〇〇円
			一二〇,〇〇〇円
			一〇〇,〇〇〇円
			八一,〇〇〇円
			七三,〇〇〇円
			六六,〇〇〇円
			五九,〇〇〇円
			五二,〇〇〇円
			四五,〇〇〇円
			三八,〇〇〇円
			三三,五〇〇円
			二二,〇〇〇円
			一六,〇〇〇円

別表第三

官	職	名	俸給月額
秘書官			八号俸
			七号俸
			六号俸
			五号俸
			四号俸
			三号俸
			二号俸
			一号俸

21
附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
法律改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の前に周に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与とみなす。
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
法律改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の前に周に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与とみなす。

昭和三十八年十一月十四日 衆議院会議録第八号(その1)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
一般会計からの繰入金に関する法律案

めの
一一四

基づく人事院規則で指定する官職を占める者の例により」を加え、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による」を削り、同条第二項中「検事長」の下に「及び特号の俸給を受ける検事」を加える。

「一号」に、「その最高額を」を「号の俸給月額を」に改める。
第四条中「扶養手当」の下に「及び
期末手当」を加える。
第九条中「七万六千九百円又は六
万七千三百円」を「八万二千百円又は
七万一千六百円」に改める。
別表を次のように改める。

				十五号	四〇、八〇〇円
一 九 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十六号	三六、九〇〇円
					三一、〇〇〇円
					二九、六〇〇円
					二六、三〇〇円
					六四、四〇〇円

内閣総理大臣 池田 勇人

区	分	俸	給	月	額
檢	事	總	長		三〇〇,〇〇〇円
次	長	檢	事		二〇〇,〇〇〇円
東	京	高	等	檢	察
檢	察	廳	檢	事	長
事	長				二一〇,〇〇〇円
そ	の	他	の	檢	事
特	號				一六〇,〇〇〇円
一	號				一一三、七〇〇円
二	號				一一〇、一〇〇円
三	號				一一六、三〇〇円
四	號				一〇九、〇〇〇円
五	號				一〇一、六〇〇円
六	號				九四、一〇〇円
七	號				八五、六〇〇円
八	號				八二、一〇〇円
九	號				七一、六〇〇円
十	號				六四、四〇〇円
十一	號				五七、三〇〇円
十二	號				五一、〇〇〇円
十三	號				四七、三〇〇円
十四	號				四三、九〇〇円

副	檢	事	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	二十一号	二十二号	二十三号	二十四号	二十五号
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二六、三〇〇四	三一、〇〇〇四
												六四、四〇〇四	三六、九〇〇四
												五七、三〇〇四	二九、六〇〇四
												五二、〇〇〇四	一四〇、八〇〇四
												四七、三〇〇四	三一、〇〇〇四
												四三、九〇〇四	二四、九〇〇四
												三一、〇〇〇四	一四、九〇〇四
												二六、三〇〇四	一四、九〇〇四
												二九、六〇〇四	一四、九〇〇四
												一四、九〇〇四	一四、九〇〇四

附 則

附則第五項中「及び暫定手当」を
「暫定手当」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

2 檢察官が昭和三十八年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与の内払とみなす。
3 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十八年度において長農等により麦の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる支払財源の不足をうめるための資金を、昭和三十八年度において、一般会計から繰り入れるべきである。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における砂糖の価格の推移等にかかるがみ、砂糖消費税の軽減を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

生活環境施設整備緊急措置法案

右国会に提出する。

昭和三十八年十二月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

生活環境施設整備緊急措置法

(目的)
第一条 この法律は、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活環境施設 次に掲げる施設をいう。
イ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水路
ロ 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域において収集された屎尿又はごみを処理するため市町村(特別区の存

する区域にあつては、都)が設置する施設

二 下水道整備事業 前号イに掲げる施設のうち下水道法第二条第五号に規定する終末処理場以外の施設の設置又は改築に関する事業で、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

三 終末処理場整備事業 下水道法第二条第五号に規定する終末処理場の設置又は改築に關する事業で、都市計画法第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

四 屎尿処理施設整備事業 第一号に掲げる施設のうち屎尿を処理するための施設の設置又は改築に關する事業をいう。

五 ごみ処理施設整備事業 第一号に掲げる施設のうちごみを処理するための施設の設置又は改築に關する事業をいう。

六 前五項の規定は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

七 建設大臣又は厚生大臣は、下水道整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

八 建設大臣又は厚生大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画に即して、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行なうよう努めなければならない。

整備五箇年計画」という。の案を、厚生大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年計画に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」といふ)、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき屎尿処理施設整備事業の計画(以下「屎尿処理施設整備五箇年計画」といふ)及び昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画(以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」といふ)の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

年間に実施すべき屎尿処理施設整備事業の計画(以下「屎尿処理施設整備五箇年計画」といふ)及び昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画(以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」といふ)の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

年間に実施すべき屎尿処理施設整備事業の計画(以下「屎尿処理施設整備五箇年計画」といふ)及び昭和三十八年度を第一年度とする五箇年計画を策定するとともにその実施に必要な措置を講ずるものとするに

より、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

計画、終末処理場整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

下水道、屎尿処理施設その他の生活環境施設の整備に關して、昭和三十八年度を第一年度とする五箇年計画を策定するとともにその実施に必要な措置を講ずるものとするに

より、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本補正予算は、公務員の給与改善、食糧管理特別会計への繰入れ等について所要の予算措置を講じたものである。

今回の予算補正による歳入歳出の追加額は、それぞれ千二百四十億八千七百万円であり、補正後の一般会計予算総額は、歳入歳出とも二兆九千七百四十一億九千五百百十一万七千円となる。

次に、本補正予算の内容の概略は、次の通りである。

一 給与改善費

二 六、一六八、八二六千円

右の追加額は、本年八月十

日に行なわれた人事院勧告を

尊重して、本年十月一日から
国家公務員等の給与を改善す
るために必要な経費である。

(二) 食糧管理特別会計へ繰入

一五〇〇〇、〇〇〇千円

右の追加額は、三十八年度
食糧管理特別会計における食
糧管理勘定の損失額が当初予
算において予定していた額よ
り大幅に増加するものと見込
まれるので、同会計の經理運
営の改善を図るため、一般会
計から同会計の調整勘定へ繰
入れるに必要な経費である。

(三) 農業共済再保険特別会計へ
繰入

一〇六一四、〇二四千円

右の追加額は、長雨等によ
る本年産麦の著しい減収に伴
う農業共済再保険特別会計の
支出する再保険金支払財源の
不足に対処する等のため、一
般会計から同会計の農業勘定
及び再保険金支払基金勘定へ
の繰入れに必要な経費であ
る。

四 災害復旧等事業費

三一、五一七、一七五千円

右の追加額は、三十八年發
生災害及び過年發生災害の復
旧事業等に要する経費であ
る。なお、追加額の内訳は、

三十八年發生災害分が百五十
万円、過年發生災害分が百五十
万円、酒税八十六億六千百万円

その他百八十三億八千三百万
円、合計千二百五十二億五千八
百万円の収納増加見込額から砂
糖消費税十億七千百万円の収納

減少見込額を差し引いた収納増
加見込額である。

なお、國庫債務負担行為とし

る。右の追加額は、長雨等によ
る本年産麦の著しい減収に伴
う農業共済再保険特別会計の
支出する再保険金支払財源の
不足に対処する等のため、一
般会計から同会計の農業勘定
及び再保険金支払基金勘定へ
の繰入れに必要な経費であ
る。

五 地方交付税交付金

三〇、八八六、八七五千円

右の追加額は、歳入面にお
ける所得税、法人税及び酒税
交付金の増加額である。

十七億円を計上している。
二 本補正予算の可決理由
本補正予算は、当初予算作成後
に生じた事由に基づき、特に緊要
なる経費について予算措置を講じ
たものであり、妥当なものと認め
め、可決すべきものと議決した次
第である。

右報告する。

昭和三十八年十一月十四日

予算委員長 荒船清十郎

衆議院議長船田中殿

二 本補正予算の要旨

昭和三十八年度一般会計補正
予算(第2号)の歳入に所得税、
法人税及び酒税の増収一千六十一
八億七千五百万円を計上したこ
とに伴う地方交付税交付金の増
加額である。

1 交付税及び譲与税配付金特別
会計

昭和三十八年度一般会計補正
予算(第2号)の歳入に所得税、
法人税及び酒税の増収一千六十一
八億七千五百万円を計上したこ
とに伴う地方交付税交付金の増
加額である。

2 食糧管理特別会計

三十八年四月から六月までの長雨被害等により、国内麦の政府買入数量が当初の予定数量

より著しく減少したこと等に伴い、輸入食糧の買入れを増加する必要があるので、輸入食糧

管理勘定で、輸入食糧買入費、輸入食糧管理費等を補正するものである。また、業務勘定で

は、政府職員の給与改善のため、人件費が七億九千百万円増加するので、事務費の追加等を

行なうものである。

(1) 輸入食糧管理勘定

昭和三十八年度特別会計補正予
算(特第2号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

三十八年四月から六月までの長雨被害等により、国内麦の政府買入数量が当初の予定数量

より著しく減少したこと等に伴い、輸入食糧の買入れを増加する必要があるので、輸入食糧

管理勘定で、輸入食糧買入費、輸入食糧管理費等を補正するものである。また、業務勘定で

は、政府職員の給与改善のため、人件費が七億九千百万円増加するので、事務費の追加等を

行なうものである。

(歳入)

当 初

追 加

計

地方交付税交付金

その他

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳出)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

(歳入)

当 初

追 加

計

三六、三三、六四

三六、三三、六三

三六、三三、六二

3 農業共済再保険特別会計

(1) 再保険金支払基金勘定

一般会計より受入	一、五十六,000	0	0	一、五十六,000
調整勘定より受入	一七、七五〇、〇九	0	△一五、三五、八五	二、五五、一六
雑収入	九七、五八	一、三、〇〇	△一五、三五、八五	九七、一三
計	一七、一六、一七	三六、五八、六四	△一五、三五、八五	一〇五、五五、〇九
(歳出)				

当 初
追 加
補 正
修正減少
計

輸入食糧買入費	一、五三、三一〇	0	大、〇三五、四七	
輸入食糧管理費	一、五〇、〇五	0	三、三六四、三三	
返還金等他勘定へ繰入	一〇、七五、九三	0	八、一七、三六	
予備費	五八、一五	△一四、一三、〇九	一七、一二、〇九	
計	一五、〇〇、〇〇	0	一七、〇〇、〇〇	
一七、一六、一六	一五、五〇、一七	△一四、一三、〇九	一〇五、五五、〇九	
(歳入)				

当 初
追 加
補 正
修正減少
計

輸入食糧買入費	一、五三、三一〇	0	大、〇三五、四七	
輸入食糧管理費	一、五〇、〇五	0	三、三六四、三三	
返還金等他勘定へ繰入	一〇、七五、九三	0	八、一七、三六	
予備費	五八、一五	△一四、一三、〇九	一七、一二、〇九	
計	一五、〇〇、〇〇	0	一七、〇〇、〇〇	
一七、一六、一六	一五、五〇、一七	△一四、一三、〇九	一〇五、五五、〇九	
(歳入)				

(単位千円)

(歳入)

当 初
追 加
補 正
修正減少
計

前年度繰越資金受入	三、三一、一四	0	三、三一、一四	
一般会計より受入	一、一〇、七〇	0	一、一〇、七〇	
雑収入	一一〇、七〇	0	一一〇、七〇	
計	一一〇、七〇	0	一一〇、七〇	
一、一〇、七〇	一一〇、七〇	0	一一〇、七〇	
(歳出)				

(歳出)

当 初
追 加
補 正
修正減少
計

農業勘定へ繰入	三、一八、六〇	1,000,000	四、一八、六〇	
家畜勘定へ繰入	三〇、一〇	0	三〇、一〇	
計	三〇、一〇	0	三〇、一〇	
一一〇、七〇	一一〇、七〇	0	一一〇、七〇	
(歳出)				

(単位千円)

(2) 農業勘定

本年産麦の著しい減収による再保険金支払財源の不足見込額等を補うため九十六億一千四百万円を一般会計から受け入れ、また、異常災害発生に伴う再保険金支払財源の不足に対処するため、再保険金支払基金勘定から十億円を受け入れるとともに、他方、再保険金支払見込みに基づいて、再保険金八十六億二千三百万円、予備費十九億九千百万円を追加するものである。

(歳入)

(単位千円)

事務費	一九、一〇	0	二九、一九	
サイロ及倉庫運営費	一九、一九	0	二九、一九	
返還金調整勘定へ繰入	五、六〇、一六	0 △ 三一、六〇	五、三五、六八	
予備費	一〇〇、〇〇〇	0	一〇〇、〇〇〇	
計	一五、一〇、△ 三一、六〇	二九、九三、七九		
(歳入)				

当 初
追 加
補 正
修正減少
計

(単位千円)

(歳入)

(単位千円)

再保險料	一、一〇、〇〇	0	一、一〇、〇〇	
一般会計より受入	八、四〇、九〇	△ 九、六一、〇〇	一、八〇、〇〇	
計	八、四〇、九〇	△ 九、六一、〇〇	一、八〇、〇〇	
(歳入)				

(歳出)

当 初
追 加
補 正
修正減少
計

農業勘定へ繰入	三、一八、六〇	1,000,000	四、一八、六〇	
家畜勘定へ繰入	三〇、一〇	0	三〇、一〇	
計	三〇、一〇	0	三〇、一〇	
一一〇、七〇	一一〇、七〇	0	一一〇、七〇	
(歳出)				

(単位千円)

(2) 農業勘定

災害の発生に伴う再保険金支払財源の不足に対処するため、一般会計から十億円受け入れるとともに農業勘定への繰入額を追加するものである。

前年度繰越資金受入	一〇三五、三八	0	一〇三五、三八
再保険金支払基金勘定より受入	一一八、六九	1,000,000	一一八、六九
雑収入	一四、七〇	0	一七、七〇
計	一一九、四〇	1,000,000	一七、七〇
(歳出)			
再保險金			
農業共済組合連合会交付金	二、三六、九五	0	二、三六、九五
賠償償還及払戻金	一	0	一
予備費	四、二七、〇四	1,000,000	六、一七、六六
計	二、三六、九三	10,614,014	三、一六五、六四六
(単位千円)			

(収入)			
資産充当	四、〇九〇	九、三三三	一三、三三三
鉄道債券	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
借入金	四、六〇〇	九、〇〇〇	一三、六〇〇
その他	一三、九四九	二二、九四九	三三、九四九
計	三〇、三一七	四〇、三一七	六三、三一七
(支出)			

(支出)			
資産充当	四、〇九〇	九、三三三	一三、三三三
鉄道債券	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
借入金	四、六〇〇	九、〇〇〇	一三、六〇〇
その他	一三、九四九	二二、九四九	三三、九四九
計	三〇、三一七	四〇、三一七	六三、三一七
(支出)			

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要なる経費について予算措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年十二月十四日

衆議院議長船田中殿

予算委員長 荒船清十郎

(1) 収入支出予算			
資本及び工事勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			
資本勘定			
(単位百万円)			

(1) 収入支出予算			

<tbl_r cells="4" ix="2" maxcspan="

38

官報(号外)

(支出)		当 初	追 加	計
電信電話債券	九、五三三	七、五〇〇	一〇一、〇三三	
その他	一五、五三	一五、五三	一五、五三	
計	二六、五〇四	九、〇一八	二七〇、五三三	
(支出)				
建設勘定へ繰入	一四、五三	一八、六三	二五、八四九	
その他	一八、六三	一八、六三	一七、五九一	
計	三六、五〇四	九、〇一八	三五、八四九	
(2) 建設勘定				
(取入)				
資本勘定より受入				
昭和三十八年度分の地方交付税 の単位費用の特例に関する法律 の要旨及び目的				
一 議案(内閣提出)に関する報告書				
本案は、人事院勧告に基づく國 家公務員の給与改定に準じて、地 方公務員の給与改定を行なうに必 要な経費を、昭和三十八年度分の 普通交付税の額の算定に用いる基 準財政需要額に算入するため、單 位費用の特例を設けようとするも のである。				
二 議案の可決理由				
本案は、地方行政の円滑な運営 を保障する見地から妥当なものと 認め、賛成多数をもつて、原案の 整備し、もつて義務教育の充実を				
(支出)		当 初	追 加	計
電信電話施設費	一五、二四〇	九、〇一八	一九、二五六	
その他	五七、五九一	〇	五七、五九一	
計	二三、八三一	九、〇一八	三五、八四九	
当 初				
追 加				
計				
（单位：百万円）				
昭和三十八年十二月十四日				
予算委員長 荒船清十郎				
衆議院議長船田中殿				
（支出）				
義務教育諸学校の教科用図書の 無償措置に関する法律案(内閣 提出)に関する報告書				
一 議案の要旨及び目的				
本案は、義務教育諸学校の教科 用図書の無償措置について規定す ることとし、その円滑な実施に資 するため、採択及び発行の制度を 整備し、もつて義務教育の充実を				
通り可決すべきものと議決した次 第である。				
右報告する。				
昭和三十八年十二月十三日				
地方行政 委員長 森田重次郎				
衆議院議長船田中殿				
（支出）				
國ることを目的とし、その要旨は 次の通りである。				
1 国は、毎年度、採択された義 務教育諸学校の教科用図書を發 行者から購入し、これを学校の 設置者に無償で給付し、設置者 は校長を通じて児童生徒に給与 すること。国立の義務教育諸學 校の児童生徒に対しては、國 が、当該学校の校長を通じて給 与するものとすること。				
2 都道府県内の義務教育諸学校 で使用する教科用図書は、當該 都道府県教育委員会で選定した ものうちから、一種目一種を 採択地区ごとに採択すること。 採択地区が二以上の市町村の区 域をあわせた地域であるときは は、当該採択地区内の市町村の 教育委員会は、協議して同一の 図書選定審議会の意見をきき、 種目ごとに數種の教科用図書を 選定し、また、市町村の教育委 員会は、教科用図書發行者との 間で、一定基準に該当するも のを、教科用図書發行者として 指定し、これに該当しなくなつ た場合は、指定を取り消すこと。 6 文部大臣は、教科用図書發行 者について、指定基準に適合し				
員会の意見をきき、市若しくは 郡の区域又はこれらの区域をあ わせた地域(県の区域となる場 合を含む。)に採択地区を設定し なければならないこと。				
3 都道府県内の義務教育諸学校 で使用する教科用図書は、當該 都道府県教育委員会で選定した もののうちから、一種目一種を 採択地区ごとに採択すること。 採択地区が二以上の市町村の区 域をあわせた地域であるときは は、当該採択地区内の市町村の 教育委員会は、協議して同一の 図書選定審議会の意見をきき、 種目ごとに數種の教科用図書を 選定し、また、市町村の教育委 員会は、教科用図書發行者として 指定し、これに該当しなくなつ た場合は、指定を取り消すこと。 6 文部大臣は、教科用図書發行 者について、指定基準に適合し				
4 義務教育諸学校の教科用図書 は、政令で定める期間、毎年 一度、同一のものを採択すること。				
5 文部大臣は、教科用図書の發 行者で、一定基準に該当するも のを、教科用図書發行者として 指定し、これに該当しなくなつ た場合は、指定を取り消すこと。				
6 文部大臣は、教科用図書發行 者について、指定基準に適合し				

ているかどうかを調査するため、必要に応じ、職員を立ち入り検査させ、また必要な報告、資料提出を求めることができ、所要の罰則を設けたこと。

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、昭和三十八年度に使用する教科用図書については、無償給付及び給与の規定を適用しないこととし、採択の規定については、小学校は昭和三十九年度から、中学校は昭和四十年度から施行すること。

当分の間、教科用図書の給与を受ける児童生徒の範囲は、政令で定めること。その他国際法規を整備すること。

議案の修正議決理由

本案は、おむね妥当なものと認めるが、

(1) 義務教育諸学校の教科用図書は都道府県の教育委員会があらかじめ選定する数種のうちから採択することになつて、いる政府原案を、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行なう採択に関する事務について

右報告する。

昭和三十八年十二月十三日 文教委員長 久野 忠治

衆議院議長船田中殿

て、都道府県教育委員会は、指導、助言、又は援助を行なうことと改めること。

(問) 都道府県教育委員会は、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきき、前項の指導、助言、援助を行なうこととする」と。

(2) 教科用図書採択地区設定に関する規定中「(県の区域となる場合を含む。)」の字句を削ること。

(3) 発行者が指定基準に適合しているかどうかを調査するため、必要な教科用図書発行者の営業所等に対する立ち入り検査に関する規定を削除すること等に改めた次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十八年度一般会計予算に二十七億一千二百二十七万三千円が計上されている。

12 前項の選定は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第二百三十二号)以下「臨時措

置法」という。第六条第一項の規定により文部大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行なわなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部大臣にその旨を報告しなければならない。

13 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。ただし、教科用図書の選定を行なう必要がない年度にあつては、置かないものとする。

14 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。

15 選定審議会は、二十人以内における教育委員会が〇種目〇冊に選ばれる教科書のうち、それぞれの種目につき一種の教科用図書について行なるものとする。

16 (行なう指導、助言又は援助により、教科書ごとに分類された単位の教科用図書として、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。))と〇種目〇冊に選定した教科用図書のうち、それぞれの種目につき一種の教科用図書について行なるものとする。

17 第十二条 都道府県の教育委員会は、若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域(県の区域となる場合を含む。)に、教科用図書採

択地区(以下この章において「採択地区」という。)を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部大臣にその旨を報告しなければならない。

4 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。ただし、教科用図書の選定を行なう必要がない年度にあつては、置かないものとする。

5 第十二条 都道府県内の義務教育諸学校において使用すべき教科用図書として、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)と〇種目〇冊に選定した教科用図書のうち、それぞれの種目につき一種の教科用図書について行なるものとする。

6 第十二条 都道府県の教育委員会は、若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域(県の区域となる場合を含む。)に、教科用図書採

18 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採扱は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なるものとする。

(四) 文部大臣は必要ある場合、

都道府県に対し、学級編制の基準又は教職員の総数について報告を求め及び勧告することができる。

度、政令で定めること。
て報告を求める旨勧告すること。

とができること。
がおむね妥当なものと認

2 「市町村立学校職員給与負担法の一部改正」

事務職員の範囲を拡大し、吏員に相当する者以外、これに準ずる者として政令で定める者を加えること。

3 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行すること。ただし、学級編制の標準について

この法律は、昭和四十二年度までは本案の規定にかかわらず児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して、毎年度政令で定めること。また教職員定数の標準については、昭和四十一年度(政令で定める特別の事情がある都道府県は昭和四十四年度)までの間は、本案の規定

にかかわらず学級数の減少及び教職員の総数を考慮して、毎年

度、政令で定めること。

二 議案の修正議決理由

本案はおむね妥当なものと認

めるが、第一条の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第十一条の改正

規定中見出しを「報告及び指導又

は助言」とし「勧告」を「指導又は助言」に改めることが適当と認められるので本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

右報告する。
昭和三十八年十一月十三日
文教委員長 久野忠治

衆議院議長 舟田中殿

〔別紙〕

(文字及び一は修正)

〔公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正〕

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十

六号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項中「若しくは聾学校」を「聾学校若しくは養護学校」に改め、同条第二項中「又は聾学校」を「聾学校又は養護学校」に、「事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。)」を「事務職員

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第十二条第一項に規定する事務職員をいり。)」に改める。

第三条第三項中「又は聾学校」を「聾学校又は養護学校」に改め

十二条第一項に規定する事務職員に相当する者をいう。」を「事務職員

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。)」に改め、同条を第六条とする。

第四条を削り、第五条中「第三

条第二項若しくは第三項又は前

条」を「前条第二項又は第三項」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条各号列記以外の部分中

「四以下」の学級に編制する場合

の「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項ただし書き

下に「政令で定めるところによ

り。」を加え、同条第二項ただし書き

中「四以下」の学級に編制する場合

の「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項ただし書き

下に「政令で定めるところによ

り。」を加え、同条第二項ただし書き

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童数又は生徒の数
中学校	同学年の児童で編制する学級	四十五人
小学校	二以上の学年の児童で編制する学級	二十五人
	すべての学年の児童で編制する学級	十五人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人

昭和三十八年十二月十四日 衆議院会議録第八号(その二) 議案に関する報告書

一一一

昭和三十八年十二月十四日 衆議院会議録第八号(その二) 議案に関する報告書

おな、一に切り上げる。)の合

計數

学 校 規 模	乘 ず る 数
五学級以下の学校	一・一二五〇
六学級から十学級までの学校	一・一四〇
十一学級から二十学級までの学校	一・一三〇
二十一学級から三十学級までの学校	一・一二〇
三十一学級以上の学校	一・一一五

三 児童総数に千分の一を乗じ

て得た数（一未満の端数を生

(०५)

四 児童数が四百人以上の学校
の数に一を乗じて得た数

るものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めな

ければならない」に改め、同条第

学 校 規 模	乘 す る 数
三学級以下の学校	一一・〇〇
四学級から十一学級までの学校	一・六六
十二学級から二十三学級までの学校	一・五三
二十四学級から三十五学級までの学校	一・五〇
三十六学級以上の学校	一・四七

二 次の表の上欄に掲げる部の

部の規模³⁾との部の学級編成に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得

た数(一未満の端数を生じた

合計数

部の別	部 の 規 模	乗 ザ る 数
小学部	五学級以下の部 六学級から十学級までの部 十一学級から二十学級までの部 二十一学級以上の部	一・二五 一・一四 一・一三 一・一二
中学部	三学級以下の部 四学級から十一学級までの部 十二学級から二十三学級までの部 二十四学級以上の部	一・〇〇 一・六六 一・五三 一・五〇

三 寄宿舎に寄宿する児童及び

て得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げ

る。)

四 小学部及び中学部の部の数
第九条 前三条の規定の適用につ
第八条の次に次の一条を加え
る。

昭和三十八年十一月十四日 衆議院会議録第八号(その二) 議案に関する報告書

長及び参事官等並びに自衛官の

俸給表については、一般職の例

に準じて改定すること。

2 事務官等の俸給表について

は、従前どおり、一般職に適用

される俸給表によることとし、

これにあわせて、防衛大学校の

学生に支給している学生手当

を、月額六千三百円から七千四

百円に増額すること。

3 営外居住者に支給している営

外手当を、月額三千二百五十円

から三千五百八十五円に増額す

ること。

4 一般職の改定に準じて、病気

休職者等に、新たに期末手当を

支給することができるよう改

めること。

二 議案の可決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の

職員の給与との権衡を考慮して定

められている実情等にかんがみ、

本案の趣旨は妥当と認め、これを

可決すべきものと議決した次第で

ある。

三 本案施行に要する経費

給与改善費(昭和三十八年十月

分より昭和三十九年三月分まで)

分より昭和三十九年三月分まで)

として約六十億五百万円が昭和三

十八年度一般会計補正予算(第2号)

号)に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年十二月十四日

内閣委員長 紺島 正興

衆議院議長船田中殿

國務大臣、会計検査院長、人

事院総裁

三十万円(十九万円)

内閣総理大臣

四十万円(二十六万円)

一千円(八号俸)ないし三万三千

五百円(一号俸)とする。

三十万円(十九万円)

内閣官房長官等

二十五万円(十六万円)

一千円(八号俸)ないし三万三千

五百円(一号俸)とする。

三十万円(十九万円)

内閣官房長官等

二十二万円(十六万円)

一千円(八号俸)ないし三万三千

五百円(一号俸)とする。

いるので、本案は、特別職の職員

についても、昭和三十八年十月一

日から、その俸給月額等に所要の

改正を行なおうとするもので、そ

の内容の主なるものは次のとおり

である。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を

次のように増額する。(カッコ内

は現行)

内閣総理大臣

一千円(八号俸)ないし三万三千

五百円(一号俸)とする。

二 議案の可決理由

特別職の職員の給与は従来より

一般職の職員との均衡を考慮し

てその俸給が定められている実

情にかんがみ、本案の趣旨は妥

当な措置と認め、これ可決す

る。

特別職の職員の給与は、従来よ

り一般職の職員との均衡を考慮し

て定められているのであるが、一

いし十萬八千円)

土地調整委員会委員等

十四万円(十万八千円)

一万円ないし二万二千円増額し

て、三十万円(大使特号)ないし

十二万円(大使、公使一号俸)と

する。

3 秘書官の俸給月額を五千百円

ないし二千百円増額して、八万

一千円(八号俸)ないし三万三千

五百円(一号俸)とする。

二 議案の可決理由

特別職の職員の給与は従来より

一般職の職員との均衡を考慮し

てその俸給が定められている実

情にかんがみ、本案の趣旨は妥

当な措置と認め、これ可決す

る。

特別職の職員との均衡を考慮し

て定められているのであるが、一

般職の職員については、昭和三

八年八月十日付の人事院勧告に基

として約六千六百万円が昭和三十

八年度一般会計補正予算(第2号)

に計上されている。

昭和三十八年十二月十四日

内閣委員長 紺島 正興

衆議院議長船田中殿

昭和三十九年三月分まで)

所長官は二十二万円とする。

2 裁判官の報酬別表に、新たに、判事特号を設け、その月額を十六万円とする。
3 その他の判事及び判事補の報酬額は、一般職員の給与の増額に準じ、それぞれ増額する。

4 当分の間、判事の特別報酬月額は十七万円、判事補は八万二千百円又は七万一千六百円及び簡易裁判所判事は十万九千円又は十万一千六百円とする。
5 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
二 議案の可決理由

1 檢事総長の俸給月額は三十万円、次長検事は二十万円とす
2 檢事の給与別表に、新たに検事特号を設け、その月額を十六万円とする。
3 その他の検事の俸給月額は一般の政府職員の給与の増額に準じ、それぞれ増額する。
4 副検事の特別俸給月額は、当分の間、八万二千百円又は七万一千六百円とする。
5 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

1 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
昭和三十八年度において、長雨による麥の被害が異常に発生し、その内容は次の通りである。
1 檢事総長の俸給月額は三十万円、次長検事は二十万円とする。
2 檢事の給与別表に、新たに検事特号を設け、その月額を十六万円とする。
3 その他の検事の俸給月額は一般の政府職員の例に準じてその給与を改正しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。
4 当分の間、副検事の特別俸給月額は、当分の間、八万二千百円又は七万一千六百円とする。
5 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
二 議案の可決理由

1 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
昭和三十八年度において、長雨による麥の被害が異常に発生し、その内容は次の通りである。
1 檢事総長の俸給月額は三十万円、次長検事は二十万円とする。
2 檢事の給与別表に、新たに検事特号を設け、その月額を十六万円とする。
3 その他の検事の俸給月額は一般の政府職員の例に準じてその給与を改正しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。
4 当分の間、副検事の特別俸給月額は、当分の間、八万二千百円又は七万一千六百円とする。
5 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
二 議案の可決理由

保険金の支払財源の不足をうめるため講ぜられた本案による措置

は、適切妥当なものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと認めた次第である。

三 経費

2 再製糖

昭和三十八年度補正予算に十八億一千万円が計上されている。

右報告する。

3 黒糖

七円を三円とする。
五円を一円とする。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長船田中殿

4 その他の砂糖類

右に準じて、それぞれ税率を軽減する。この法律は公布の

(内閣提出)に関する報告書

砂糖消費税法の一部を改正する

法律案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の要旨及び目的

三十八年度において十億七千百万円の減収が見込まれている。

にかんがみ、砂糖消費税の税率を

次の通り軽減しようとするものである。

1 精製糖

現行一キログラムにつき二円を一六円とする。

右報告する。

2 再製糖

七円を三円とする。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長船田中殿

3 黒糖

七円を三円とする。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長船田中殿

4 その他の砂糖類

右に準じて、それぞれ税率を軽減する。この法律は公布の

(内閣提出)に関する報告書

砂糖消費税法の一部を改正する

法律案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の要旨及び目的

三十八年度において十億七千

百万円の減収が見込まれてい

る。

最近における砂糖価格の状況等にかんがみ、時宜に適する措置とのと議決した次第である。

1 精製糖

現行一キログラムにつき二円を一六円とする。

右報告する。

2 再製糖

七円を三円とする。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長船田中殿

3 黒糖

七円を三円とする。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長船田中殿

4 その他の砂糖類

右に準じて、それぞれ税率を軽減する。この法律は公布の

(内閣提出)に関する報告書

砂糖消費税法の一部を改正する

法律案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の要旨及び目的

三十八年度において十億七千

百万円の減収が見込まれてい

る。

の整備に関して、昭和三十八年度を第一年度とする五箇年計画を策定し、その実施に必要な措置を講ずるもので、主な内容は次のとおりである。

1 生活環境施設の整備事業

五箇年計画に即し生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行ふものとし、地方公共団体も、こ

の決定を求めるなければならないこと。

3 生活環境施設の整備五箇年計画

の決定を求めるなければならないこと。

2 水道整備事業

備事業、屎尿処理施設整備事業及びごみ処理施設整備事業

の五箇年計画に即し生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行ふこと。

なうよう努めなければならぬこと。

3 備事業

備事業、屎尿処理施設整備事業及びごみ処理施設整備事業

の五箇年計画に即し生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行ふこと。

4 緊急かつ計画的な整備

事業及びごみ処理施設整備事業の四種に分け、それぞれについて五箇年計画を策定すること。

本法案は、わが国の立ち遅れないと認め、これを可決すべきものと認めた次第である。

二 議案の可決理由

本法案は、わが国の立ち遅れないと認め、これを可決すべきものと認めた次第である。

生活環境施設整備緊急措置法案

本法案は、従来わが国において著しく立ち遅れている下水道、屎尿処理施設その他の生活環境施設

とを定めた計画案を作成し開議

昭和三十八年度、一般会計予算(厚生省所管)四十一億円(建設省)

所管) 六十四億七千万円が計上さ
れている。

(注) その他本事業に対し、昭
和三十八年度の起債わくとし
て(厚生省 百三十億円)が予
定されている。
右報告する。

昭和三十八年十二月十四日

社会労働
委員長 田口長治郎

衆議院議長船田中殿

昭和三十八年十二月十四日 衆議院会議録第八号(その二)

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(ただし良質紙は二十円)
(配送料とも)

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地
大蔵省印刷局 電話東京一〇一

官

代代代
課